

平成 2 1 年 度

全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

平成 2 1 年 7 月 1 4 日 (火)

厚 生 労 働 省

(目 次)

行政説明資料	1
1. 児童虐待防止対策について	3
○ 児童相談所における相談対応件数等について	5
○ 死亡事例検証委員会検証結果の第5次報告について	13
○ 児童相談所全国共通番号の導入について	27
○ 児童虐待防止のための親権見直し検討会について	29
○ 平成21年度児童虐待防止関係予算関係資料について	32
○ 一時保護所の学習の充実について	44
○ 子ども虐待対応の手引きの改正について	45
2. 児童相談所関係データ	65
○ 都道府県別児童相談所及び一時保護所設置状況について	67
○ 児童相談所の体制について	68
○ 一時保護所の体制について	80
3. 市町村データ	85
○ 市町村相談体制及び要保護児童対策地域協議会について	87
4. 社会的養護の現状と動向について	117
5. 婦人保護事業（DV 被害者支援・人身取引対策）との連携について	157
6. 母子保健対策について	167
7. 障害者自立支援法等の見直しについて	175
8. 平成20年中の少年非行等の概要について	187
9. 文部科学省における児童虐待への対応について	193

その他関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199

1. 全国児童相談所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201
2. 平成20年度に実施された研究等について・・・・・・・・・・・・・・ 209
3. 子どもの虹情報研修センター専門相談室について・・・・・・・・・・ 229
4. 児童福祉法改正の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
5. 訪問事業ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239
6. 子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催について・・・・・・・・ 245
7. 児福法28条事件の動向と事件処理の実情等について・・・・・・・・ 249
8. 児童記録票に関する民事訴訟における証拠保全について・・・・・・・・ 271
9. 地方公共団体による死亡事例検証報告一覧・・・・・・・・・・・・・・ 277
10. 新型インフルエンザの対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
11. 子ども・若者育成支援推進法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333

各自治体の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 337

1. [岩手県] 臨検・捜索を行ったケースについて・・・・・・・・・・・・・・ 339
2. [東京都] 病院における虐待防止委員会（杏林大学付属病院）について・・ 347
3. [京都府] 京都府における児童相談所業務外部評価について・・・・・・・・ 365

行政說明資料

1. 児童虐待防止対策について

児童相談所における児童虐待相談対応件数等

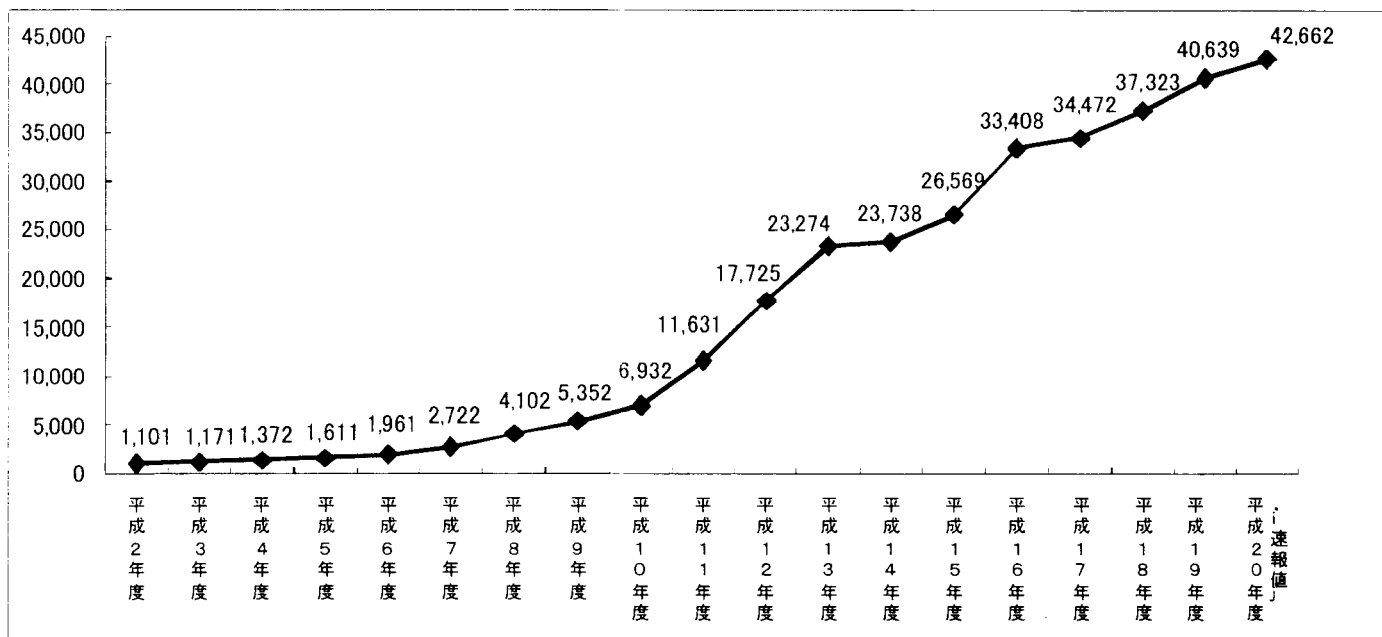
1. 児童相談所における児童虐待相談件数

平成20年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数

42,662件 (速報値)

【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件 数	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639

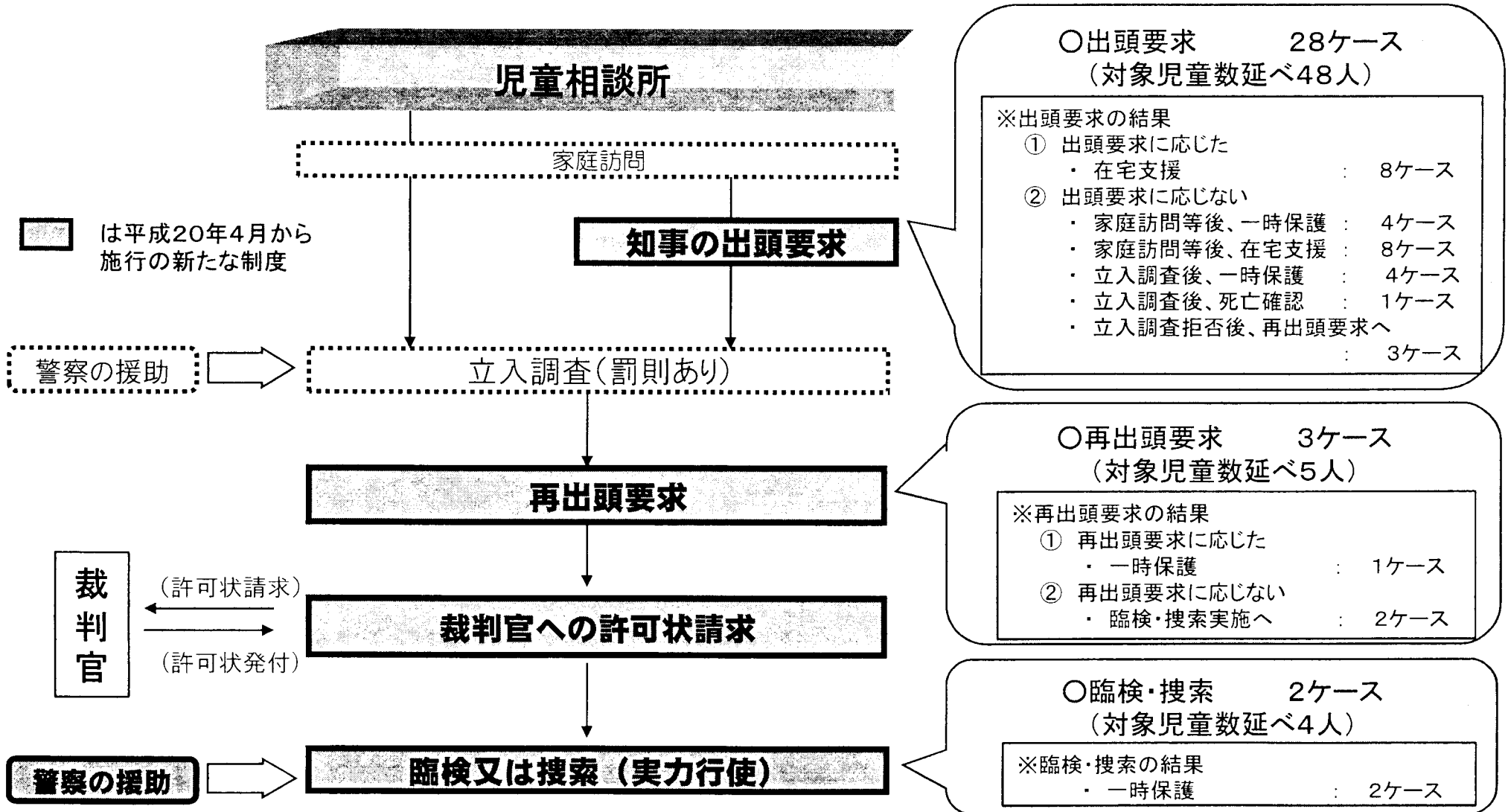


児童相談所における児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)

	児童相談所相談対応件数			対前年度 増減率
	19年度	20年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
北海道	939	1,023	84	1.09
青森県	414	445	31	1.07
岩手県	288	273	▲ 15	0.95
宮城県	603	670	67	1.11
秋田県	249	249	0	1.00
山形県	224	258	34	1.15
福島県	268	238	▲ 30	0.89
茨城県	596	536	▲ 60	0.90
栃木県	477	508	31	1.06
群馬県	624	539	▲ 85	0.86
埼玉県	1,886	2,186	300	1.16
千葉県	1,616	2,339	723	1.45
東京都	3,307	3,229	▲ 78	0.98
神奈川県	1,679	2,523	844	1.50
新潟県	545	524	▲ 21	0.96
富山県	336	298	▲ 38	0.89
石川県	187	199	12	1.06
福井県	182	142	▲ 40	0.78
山梨県	340	401	61	1.18
長野県	535	530	▲ 5	0.99
岐阜県	530	559	29	1.05
静岡県	470	521	51	1.11
愛知県	835	805	▲ 30	0.96
三重県	527	395	▲ 132	0.75
滋賀県	762	716	▲ 46	0.94
京都府	482	371	▲ 111	0.77
大阪府	2,997	2,955	▲ 42	0.99
兵庫県	1,033	1,240	207	1.20
奈良県	682	605	▲ 77	0.89
和歌山県	457	431	▲ 26	0.94
鳥取県	47	86	39	1.83
島根県	141	178	37	1.26
岡山県	1,048	915	▲ 133	0.87
広島県	1,174	1,077	▲ 97	0.92
山口県	282	251	▲ 31	0.89
徳島県	343	391	48	1.14
香川県	468	489	21	1.04
愛媛県	278	319	41	1.15
高知県	158	184	26	1.16
福岡県	821	839	18	1.02
佐賀県	107	109	2	1.02
長崎県	196	285	89	1.45
熊本県	320	391	71	1.22
大分県	527	522	▲ 5	0.99
宮崎県	195	287	92	1.47
鹿児島県	140	135	▲ 5	0.96
沖縄県	440	408	▲ 32	0.93
札幌市	478	621	143	1.30
仙台市	429	378	▲ 51	0.88
さいたま市	473	550	77	1.16
千葉市	364	406	42	1.12
横浜市	2,000	2,146	146	1.07
川崎市	536	736	200	1.37
新潟市	295	319	24	1.08
静岡市	210	183	▲ 27	0.87
浜松市	191	168	▲ 23	0.88
名古屋市	854	720	▲ 134	0.84
京都市	528	622	94	1.18
大阪市	913	871	▲ 42	0.95
堺市	588	528	▲ 60	0.90
神戸市	340	312	▲ 28	0.92
広島市	406	301	▲ 105	0.74
北九州市	430	374	▲ 56	0.87
福岡市	358	342	▲ 16	0.96
横須賀市	326	362	36	1.11
金沢市	165	149	▲ 16	0.90
全国	40,639	42,662	2,023	1.05

平成20年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成20年度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注：新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)～平成21年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

平成20年度において実施された出頭要求等の事例

出頭要求

【事例1】

背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

【事例2】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関が支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、同意による措置入所。

【事例3】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立てを実施。

【事例4】

背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・その後、所在が確認され、一時保護を実施。

【事例5】

背景

- ・妊娠届未提出、破水により救急搬送で病院出産。出生届未提出。
- ・退院後、保健所、病院、児童相談所が支援のため電話連絡や家庭訪問を行うが、現住所におらず、家族の所在が把握ができない。

出頭要求後の状況

- ・連絡がないまま、立入調査を実施。
- ・警察の立会いのもと、マンション管理会社等の協力を得て、乳児のミイラ化した遺体を発見。

再出頭要求

【事例1】

背景

- ・きょうだい3人に対する母親の虐待が疑われたケース。
- ・就学児童については学校にて面接をし、一時保護を実施したが、未就学児童については、自宅から連れ出すことを父母が拒否したため、同日中に出頭要求した。しかし、これに父母が応じなかったため、立入調査を実施したが拒否されたことから、再出頭要求。

再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求日に子どもを同伴で来所。
- ・同日に子どもを一時保護。その後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

【事例1】

背景

- ・転入以来、住民票の転入手続きや子どもの転校手続きがとられないため、子どもの意思に関わらず登校が出来ない状況。
- ・母親は関係機関からの連絡に一切応じず、子どもの安全確認ができない上、アパートの部屋からは異臭がすることから、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが、保護者との接触ができないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、アームロックを切断。警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

【事例2】

背景

- ・子どもの未就学状態が続き、児童相談所、学校等が家庭訪問を実施するも面会を拒否。
- ・住居内はゴミだらけで異臭が漂う。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第5次報告について

七回にわたる委員会の開催、現地調査の実施等により、とりまとめられたものであり、厚生労働省として体制の整備を進めるなど必要な対応について進めていくこととしている。

自治体においても児童虐待の対応として、徹底していただきたい。

- 基本原則の徹底
子どもの虹情報研修センターの研修等において徹底。
- 事例等の調査、収集、提供
各都道府県・指定都市・児童相談所設置市に協力を頂き、医療機関との連携状況などの取組の調査、好事例の収集及び提供を実施する。
- 児童相談所運営指針等の通知改正等を実施
- 虐待対策の周知等・通告の徹底や相談しやすい環境の整備
- 報告書の周知(予定)
 - ・ 各都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管課へ配布。
これら主管課を通じて児童相談所、管内の市町村児童福祉主管課へ配布。
 - ・ 文部科学省の協力を得て、各都道府県教育委員会へ配布。
 - ・ 警察庁の協力を得て、各都道府県警察へ配布。
 - ・ 厚生労働省のホームページへ掲載

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第5次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

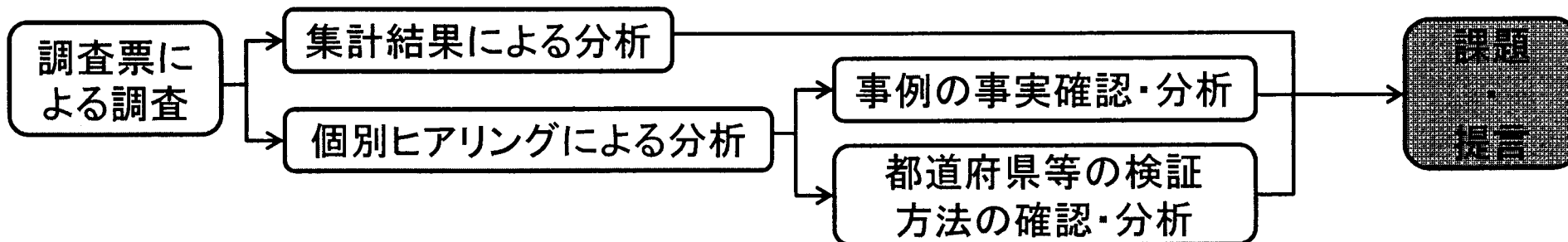
H21.7

対 象

- 厚生労働省が関係都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）に対する調査により把握した、平成19年1月1日から平成20年3月31日までの15ヶ月間に発生又は明らかになった児童虐待による死亡事例115例142人（「心中以外」の事例73例（78人）、「心中」（未遂を含む。）の事例42例（64人））（前年：100例126人（「心中以外」の事例52例（61人）、「心中」（未遂を含む。）の事例48例（65人））（※））。
- （※）前年は、平成18年1月から12月までの間

調査・分析方法

- 調査票による調査ののち、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



事例の分析

集計結果による分析 - 「心中以外」・「心中」の事例-

- 死亡した子どもの年齢では、0歳児が5割弱であり、特に1ヶ月未満に集中。
- 実母の妊娠期・周産期の問題では、「若年妊娠」、「望まない妊娠」、「母子健康手帳未発行」、「妊婦健診未受診」、「乳幼児健診未受診」に該当する者の割合が6割弱と高い傾向にあり、妊娠期・出生時に何らかの問題。
- 養育者の心理的・精神的問題では、実母の「育児不安」、「養育能力の低さ」、「感情の起伏が激しい」、「精神疾患」、「うつ状態」、「衝動性」、「怒りのコントロール不全」に該当する割合が比較的高く、実母に心理的・精神的問題等を抱える場合が多い。
- 「児童相談所が関わっていた事例」は15例(20.5%)(前年:12例(23.1%)(※))、「関係機関と接点はあったが家庭への支援の必要はないと判断していた事例」は22例(30.1%)(前年:24例(46.2%))でそれぞれ割合としては減少しているが、一方、「関係機関の関与がなかった事例」は13例(17.8%)(前年:6例(11.5%))で割合として増加している。
(※)前年は、平成18年1月から12月までの間
- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、死亡した子どもの年齢にばらつきがあることや、1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い特徴がある。

個別ヒアリング調査の結果～事例に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 虐待リスクの把握、ネグレクトへの対応

- 理由のない訪問拒否、乳児健診等の未受診、養育能力の低い要支援ケース家庭、学校等の長期欠席といった虐待リスクへの認識、把握、関係機関での情報共有が十分ではない。

2. 通告・相談への対応

- 住民、関係機関からの虐待通告、虐待を受けている子ども本人やそのきょうだいからの相談があった時の、直接の子どもの安全確認、リスクアセスメント等が十分ではない。

3. 情報収集とアセスメント

- 胎児期から生育歴までの把握、家庭内環境の調査、子どもや保護者との直接面接を通じた情報収集がなされておらず、また、発言内容の裏付け調査が十分に行われていない。
- 時系列で追ったアセスメントが行われておらず、アセスメント時の組織的対応も十分ではない。

4. 一時保護

- 保護者等との関係や子どもの意思を重要視しすぎて、強制的介入することを躊躇している。
- 一時保護時に、社会的診断・医学診断等が十分でなく、虐待の事実確認が不完全である。

5. 虐待の継続が疑われる場合の対応と再アセスメント

- 援助をしている子どもに長期間会えなかったり、新たな外傷を発見しても、虐待継続の認識が不十分であり、再アセスメント・援助方針の見直しも十分に行われていない。

6. 乳児への虐待

- 子どもに受傷機転不明な骨折が認められる場合等の虐待の可能性を認識できていない。

7. DV家庭への対応

- 虐待を受けている子どもの家庭にDVが疑われる状況がある場合、児童相談所とDV対応の専門機関である配偶者暴力相談支援センターとの連携した対応が行われていない。

8. 関係機関との連携

- 会議で、役割分担が不明確だったり、進行管理をする機関が決まっていない場合がある。
- 関係機関での支援がうまくいかなかった時に、要保護児童対策地域協議会で事例検討を行っておらず、また、児童相談所への情報提供がなされていない。

個別ヒアリング調査の結果～検証に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 検証に関する基本的な考え方

- 亡くなった子どもの視点に立って行うという基本的な考え方が報告書等に活かされていない。

2. 検証委員会の運営

- 検証の進行が事務局主導となっている。

3. 委員構成

- 的確な検証を行うための委員構成となっていない。

4. 検証の対象

- 都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例であっても検証が行われていない。
(心中以外の事例の実施数 29例(39.7%))

5. 検証の実施

- 事例と個々の職員の関わりが十分見えてこない。
- 必要な情報がないまま検証が行われている。

6. 報告書及び提言

- 事実の把握、発生原因の分析等が不十分であり、再発防止のための提言について、具体的な対策の提言となっていない。

7. 公表

- プライバシーの保護に配慮するあまり、事例について、その内容、問題点、課題等が議論されたのか報告書の記載からは不明な状態となっている。

8. 報告書の作成までの期間

- 時間的な制約の中で不十分な検証結果に終わっている。

課題と提言

地方公共団体への提言

1. 発生予防に関するもの

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立

- 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に際して、保健師等の専門職が直接対応するべき。
- 産科医院における検診や分娩、小児科医院における診察等において把握したハイリスク要因の情報を把握する体制の整備を行うべき。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等を推進するべき。

望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実

- 望まない妊娠に関する相談を行いやすい体制の整備を行うべき。

2. 早期発見・早期対応に関するもの

関係機関等が虐待の疑いを持ったときの対応徹底

- 担当者や単独の機関内で抱え込むことのないような要保護児童対策地域協議会の体制の整備を行うべき。

3. 初期介入に関するもの

安全確認の徹底

- 通報受理時の対応。
 - ・ 担当者が一人で判断せず緊急受理会議を開催するなど、組織的な判断を行うべき。
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の構成機関を受理会議に参画させ、多角的な検討を行うべき。
 - ・ 虐待通告であることを明示的に告げられなくても、内容から虐待通告か否かを適切に判断するべき。
- 通報受理後の対応。
 - ・ 市町村では、児童相談所に連絡して取扱記録の有無の確認、職員による速やかな直接目視の安全確認を行うべき。

迅速かつ的確な情報収集とアセスメント

- 保護者が虐待を否定していても、虐待の疑いが強い場合、一時保護により保護者から分離してアセスメントを行うことも必要である。
- 虐待を受けている子どもやきょうだいからの告白があった場合の重要性を認識するべき。
- 子どもや保護者と直接面談して情報を収集、また、同居人等の情報を確認するべき。
- 特に、母親については、妊娠期から生育歴までの情報を収集するべき。
- 外部有識者に相談できる体制の構築や、医学的知識を習得するための研修等を実施するべき。

介入的アプローチの積極的活用

- 立入調査、出頭要求、臨検・搜索等の手順、段取りを事前に定めておくべき。
- 情報収集や立入調査等によるリスクアセスメントの結果、一時保護が必要と判断した場合（疑いがある場合も含む。）、保護者の同意が得られなくても一時保護を実施するべき。

4. 保護・支援に関するもの

再アセスメントの重要性の再認識

- 乳児に関しては少なくとも3ヶ月ごと、それ以降の年齢の子どもに関しては当初は3ヶ月、それ以降は6ヶ月ごとを目安にアセスメントを行い、援助への反映、援助指針の見直し等を迅速に行うべき。

虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底

- 虐待を受けている子どもにきょうだいがいる場合、すべての子どもについて安全確認、虐待の有無の調査を行うべき。

保護者への虐待通知

- 児童相談所で虐待（疑いを含む。）であると判断した事例については、保護者の理解を得る努力をしつつ、当該行為が虐待である旨を毅然とした態度で告知するべき。

5. 児童相談体制に関するもの

児童相談体制の充実

- 市町村においては、子ども家庭相談や、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員としての専門性を備えた人材の確保を進めるべき。
- 都道府県や児童相談所においては、児童福祉司及び児童心理司の充実と研修等による専門性の向上、スーパーバイザーの養成及び確保を進めるとともに、高度な医学診断ができる医療機関等との連携を図るなど、総合的な虐待対応体制の整備を進めるべき。

6. 関係機関の連携に関するもの

児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携

- 児童相談所と市町村の役割分担が明確になっていないものがあることから、役割分担を明確にするとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する福祉、保健、医療、教育機関、警察等との連携をさらに進めるべき。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用

- 関係機関の協力を要する場合、緊急に個別ケース検討会議を開催し、担当機関を決定し、迅速に対応するべき。
- 役割分担を明確化するため、協議会において、主担当機関、主たる援助者をフォローし、事例の進行を管理するべき。

- 児童福祉施設から家庭復帰する事例に関しては、各機関が具体的に支援する役割を決めて対応すべき。

7. 地方公共団体における検証に関するもの

検証の実施等について

- 関係機関の関与がなかった事例は、なぜ関与できなかったかという視点を持つべき。
- 報告で指摘された提言の確実な実行、実行状況の把握、定期的な検証組織への報告を行うとともに、その評価を受けるべき。

国への提言

1. 発生予防に関するもの

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の事業を推進するとともに、ケースの適切な進行管理が行われている好事例の収集、提供を行うべき。

望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実

- 望まない妊娠等の相談を行っている取組例を収集、提供を行うべき。

2. 早期発見・早期対応に関するもの

関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底

- 国民の義務として虐待(疑いを含む。)を発見した場合には、児童相談所等に通告しなければならないことを改めて周知・徹底するべき。
- 全国共通の電話番号を設けることなどにより通告や相談しやすい環境を整備することが必要である。

3. 初期介入に関するもの

安全確認の徹底

迅速かつ適確な情報収集とアセスメント

介入的アプローチの積極的活用

- 児童相談所の職員に対する研修会等において、本報告を活用した研修を行い、「目視による安全確認の確徹」等の基本原則の徹底を図るべき。
- 子ども虐待のアセスメントのための一時保護を活用すべきであることを周知するため、児童相談所運営指針等の通知の見直しを検討するべき。

4. 保護・支援に関するもの

再アセスメントの重要性の再認識
虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底
保護者への虐待通知

- 児童相談所の職員に対する研修会等において、本報告を活用して「継続した援助事例に対する再アセスメントの重要性」等の基本原則の徹底を図るべき。

5. 児童相談体制に関するもの

児童相談体制の充実

- 地方公共団体が児童相談体制を充実するための取組の支援に努めるべき。
- 子ども虐待に精通した医師の養成を促進するとともに、先進事例の把握と好事例の公表等を行うべき。

6. 関係機関の連携に関するもの

児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携
要保護児童対策地域協議会の有効的な活用

- 市町村と児童相談所を始めとする各機関の連携、役割分担、切れ目のない事例対応が行われるようにモデルとなる実践例を収集、提供し、要保護児童対策地域協議会の円滑な運用を目指すべき。

7. 地方公共団体における検証に関するもの

検証の実施等について

- 検証の実施方法に関して、今回の検証結果を踏まえて所要の改正を行うべき。
- 地方公共団体における検証の実施状況や提言の実現状況を把握するとともに、改正虐待防止法の施行状況も勘案しつつ、検証についてのガイドラインの作成を検討すべき。

8. 将来に向けた課題

今後、将来に向けて取り組むべき課題について

- 子ども虐待に関する事例について、精度の高い基本資料の収集方法、データベースの構築や、死亡事例の全数把握を適切に行う方法についても研究などを行うべき。

おわりに

- 子ども虐待の防止に関連する業務に携わる全ての者は、本報告で指摘した課題、提言を熟読の上、日々の業務の点検を行い、報告内容が業務に反映されるように努めてほしい。
- 本委員会が提言した内容について、国、地方公共団体に対して、実現に向けた取り組みを願う。

本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※ 子どもが低年齢であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

児童相談所全国共通番号の導入について

導入の背景

- 児童相談所の電話番号に関しては、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの児童相談所に電話が繋がる仕組みの導入が求められてきたところであり、今般、このような課題に対して技術的に対応が可能となったこと等から、共通電話番号について設置を進めるもの。

これまでの経緯

- 各児童相談所(全国201カ所)の電話回線等の把握を行うため、平成21年5月1日付けで、本システムへの加入希望等について調査を実施。結果は以下のとおり。

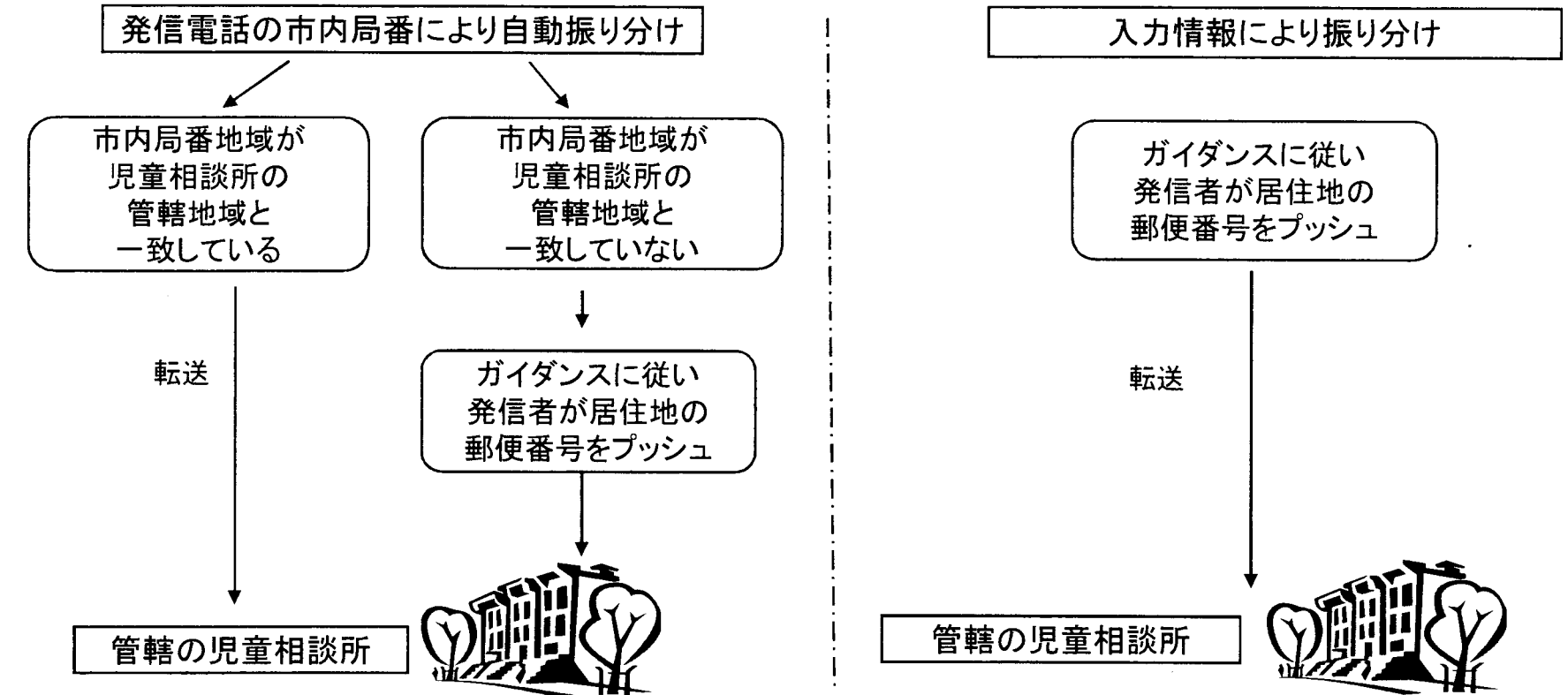
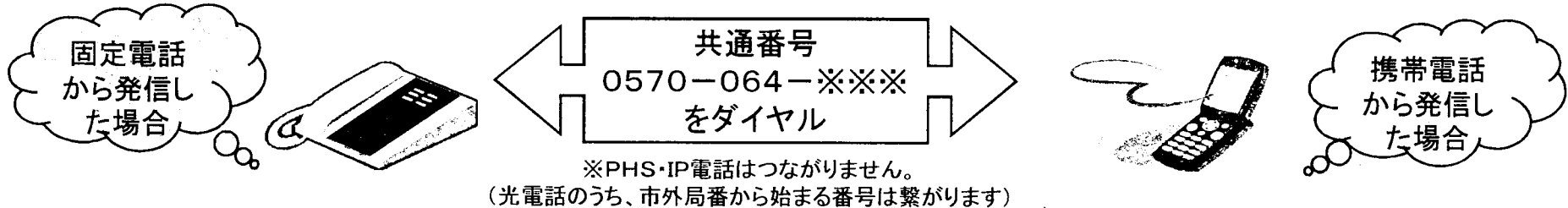
- ◆ 加入の可否
 - ・ 8割強の児童相談所が加入可であった。
- ◆ 加入ができない主な理由
 - ・ 技術面により加入できない(回線がシステムに合わない)。[11自治体]
 - ・ 自動転送システムが児童相談所の管轄区分に対応できない可能性がある。[3自治体]
 - ・ 地域で既に相談窓口の周知が図られている。[3自治体]

- 平成21年6月10日の全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議にて、導入の趣旨を説明。

今後の予定

- 広報等の方法・時期・内容等について、10月初旬を目途に決定する予定。
- それまでの間、
 - ・ 回線種別や自動転送システムなど技術的な面については、さらに事業者と改善の可否を検討。
 - ・ 加入ができない自治体について、対応方法について調整。(7月下旬)

共通番号の導入イメージ



※ 以下の場合については、例示の方法を含め、対応方法について引き続き検討する。

- ① 郵便番号が分からない場合
郵便番号を調べてかけ直すか、またはガイダンスに従い管轄の児童相談所を選択する等のガイダンスを流すなど
- ② 当該システムに加入していない児童相談所の管轄地域の住民からの電話
加入していない等のガイダンスを流すなど

児童虐待防止のための親権制度研究会

第1 親権制度の見直しの必要性

平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (省略)

第2 検討

1 検討課題

親権に係る制度のうち主に児童虐待防止に関連する事項を中心に見直しの検討を行った上で、法制審議会開催の要否(民法改正の要否)を検討する。

2 検討の進め方

大村敦志東京大学教授を座長とし、学者、弁護士、法務省担当者、厚生労働省担当者、最高裁判所事務総局担当者等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」を開催する。

3 スケジュール

平成21年6月	研究会を立ち上げて検討開始
平成22年1月	研究会の成果の取りまとめ 法制審議会への諮問の要否検討

児童虐待防止のための親権制度研究会名簿

座長	大村敦志	東京大学大学院教授
	磯谷文明	弁護士(東京弁護士会所属)
	岡部喜代子	慶應義塾大学大学院教授
	垣内秀介	東京大学大学院准教授
	窪田充見	神戸大学大学院教授
	久保野恵美子	東北大学大学院准教授
	田中智子	東京家庭裁判所判事
	豊岡敬	全国児童相談所長会事務局長(東京都児童相談センター一次長)
	西希代子	上智大学大学院准教授
	水野紀子	東北大学大学院教授
	山田攝子	弁護士(第一東京弁護士会所属)

-30-

(関係省等)

最高裁判所事務総局

小田正二	最高裁判所事務総局家庭局第一課長
進藤千絵	最高裁判所事務総局家庭局付

厚生労働省

杉上春彦	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長
太田和男	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
千正康裕	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
坂井隆之	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童福祉専門官

法務省

萩本修	法務省民事局民事法制管理官
飛澤知行	法務省民事局参事官
羽柴愛砂	法務省民事局付
佐野文規	法務省民事局付
森田亮	法務省民事局付

「児童虐待防止法見直し勉強会」において議論された論点
(親権に係る制度に関連すると思われるもの)

- 児童虐待を行った保護者に対する指導等に関するもの
- 面会又は通信の制限に関するもの
- 接近禁止命令に関するもの
- 行政権限の行使に対する司法の関与に関するもの
- 親権の一時・一部停止に関するもの
- 未成年後見制度の在り方等に関するもの

平成21年度児童虐待防止対策関係予算の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

(平成20年度当初予算) (平成21年度予算)
14,643百万円 → 17,045百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の全国展開に向け、推進を図る。

(2) 養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う「養育支援訪問事業」の全国展開に向け、推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

- 地域における子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進するとともに、ひろば型について、子育て家庭へのきめ細かな支援により機能拡充を図る。

(4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合における児童養護施設等での子どものショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

(6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

(1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化 【次世代育成支援対策交付金】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

- 評価・検証委員会設置促進事業の創設 【新規】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を設置し、児童相談体制の一層の充実・強化を図る。

- 一時保護所の体制強化

虐待を受けた子ども等への心理的ケアの充実及びアセスメント機能の強化を図るため、一時保護所に配置している心理職員(非常勤)の常勤化を図るとともに、学習指導の強化や混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応等を図るため、一時保護所における教員・警察官OB、通訳等の配置を促進する。

- 一時保護施設的环境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】

一時保護施設における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

(3) 乳児院等における一時保護受託の際のケアの充実

- 児童相談所以外の施設等において乳児等の一時保護を受託する際に、適切な保育の実施や子どもの体調の変化等への迅速な対応が可能となるよう、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制の充実を図る。

(4) 子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院による人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(5) 児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

(1) 家族再統合に向けた取組の強化

- 保護者指導支援事業の創設 【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童相談所の児童福祉司と連携して支援を行う保護者指導支援員（仮称）を配置し、施設入所が長期化している子どもの保護者に対し、子どもの家庭復帰のために養育方法や親子関係の築き方等の支援・指導を行い、家族再統合への取組を強化する。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進 【新規】

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業（ファミリーホーム）を推進する。

○ 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○ 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○ 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

○ 看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師(常勤)の配置を推進する。

「安心こども基金」を活用した社会的養護の拡充（平成21年度補正予算）

○ 児童養護施設の退所者等の就業支援

施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善

児童養護施設や一時保護所の生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。

○ 児童養護施設等の職員の研修

児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等の資質向上のため、各種研修会への参加促進等を図る。

平成21年度補正予算 安心こども基金の拡充の概要

安心こども基金 総額(国費) 2500億円

20年度2次補正予算 1000億円
21年度補正予算 1500億円

安心こども基金の拡充(1,500億円)

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定こども園整備等事業
- 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

今回の補正予算における拡充

- ①保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 …創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

①保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所等の新設に係る賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における緊急環境整備・研修支援

②すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生プロジェクト～

《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)

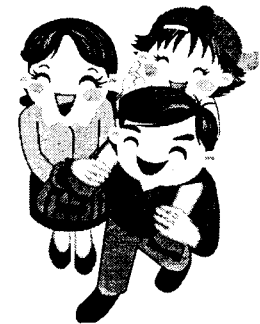
《事業内容》 各都道府県、市町村において以下の事業を実施

<ソフト事業取組例>

- 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- 地域におけるきめ細かな子育て支援活動の促進
- 経済的困難を抱える家庭や施設で生活する子どもの育成支援
- 家庭支援スタッフ訪問事業
- 放課後こどもプラン連携促進事業
- 病児・病後児保育の実施促進
- ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進
- 妊娠出産前支援事業(妊婦等支援教室、家庭訪問)
- 地域子育て支援拠点のスタッフや放課後児童クラブ指導員の資質向上、人材育成

<改修等事業>

- 賃借料補助等による地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の拡大支援
 - 《対象事業》 地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児・病後児施設、家庭支援スタッフ訪問事業、慢性疾患児家族宿泊施設
 - 《事業内容》 賃借料(礼金を含む)補助、改修費(設備、備品及び開設準備費を含む)補助



③ひとり親家庭等対策の拡充

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際の生活費がない



高等技能訓練の受講時における給付の充実
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない



母子家庭等就業・自立支援センター等において託児サービスを提供
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援(21～23)

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施(21～23)

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない



・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援(21～23)

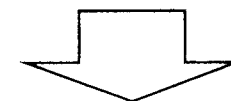
精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等の在宅就業支援
(21～23)

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う

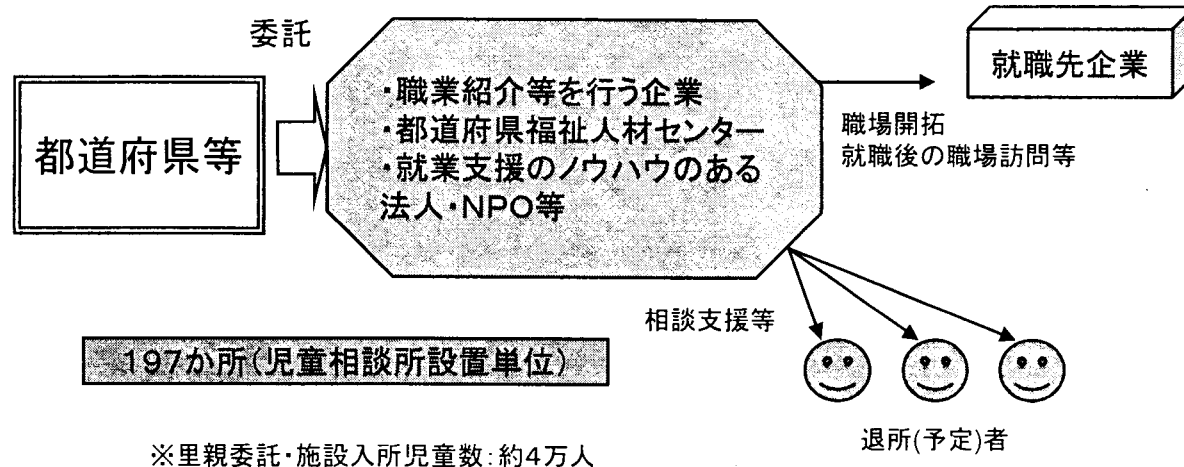
④ 社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

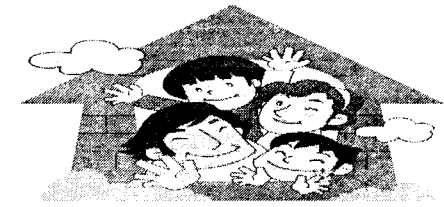
- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○ 施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

21年度安心こども基金の事業の概要

安心こども基金の創設
(20年度第2次補正予算)

安心こども基金の拡充
(21年度補正予算)

保育所等整備事業 700億円

認定こども園整備等事業
150億円

家庭的保育改修事業 50億円

放課後児童クラブ設置促進
50億円

保育の質の向上のための研修事
業 50億円

○保育サービス等の拡充

従来分(厚労分959億円、文科分41億円)
1000億円

追加分(厚労分1432億円、文科省分68億円)
1500億円

○保育サービス等の充実

350億円(厚労分282億円、文科分68億円)
保育サービス等の充実

○すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

500億円
地域子育て創生事業

○ひとり親家庭等への支援の拡充

500億円
就業支援関係事業(21~23年度) 250億円
在宅就業支援(21~23年度) 250億円

○社会的養護の拡充

150億円
退所児童等の就業支援(21~23年度)
環境改善・職員の資質の向上等

計 1000億円

計 2500億円

安心子ども基金（児童相談体制の整備に係る事業分）

- 児童相談所（一時保護所）及び市町村における相談体制の整備に資するよう、以下の事業について、安心子ども基金での対応を可能としている。

1. 環境改善関係の事業について

※ 「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」の中で実施

児童相談所

- 老朽化した相談室等の内部改修・備品等の更新・改善に係る経費

[事業例]

- ・ 相談者が落ち着いて相談できる環境づくりのための改修等（カーペット敷、面接机・ロッカー等の更新）
- ・ 効率的な事務処理のためのパソコン、プリンター等の更新

- 相談体制の整備のための備品購入に係る経費

[事業例]

- ・ 子どもの安全確認時に必要な車輛の購入
- ・ 立入調査状況や接近禁止命令違反認知時の証拠保全のためのビデオカメラ、ビデオデッキ、カメラ、ICレコーダーの購入
- ・ 立入調査時等に必要な耐刃防護衣、安全靴の購入

一時保護所

- 老朽化した備品等の更新・改善に係る経費

[事業例]

- ・ 安全面に不備のある大型遊具の撤去・新設
- ・ 食品の安全性確保のための大型冷蔵庫の撤去・新設
- ・ 入所児童の生活環境改善のための内部改修、必要な備品の更新（フローリング貼、ベッド等の更新）

- 学習環境改善（就業促進のためのパソコンの整備）

市町村

- 相談体制の整備のための備品購入に係る経費

[事業例]

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用電動アシスト自転車、訪問用乳児体重計・体重台の購入

2. 職員の資質向上関係の事業について

※ 「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」の中で実施

児童相談所・一時保護所・市町村児童家庭相談担当者

- 職員の資質向上を図るため、各種研修への参加や事例検討会等の実施に係る経費や代替職員の雇い上げに係る経費

[対象者]

- ・ 児童相談所及び一時保護所の職員
- ・ 市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員

一時保護所における学習の充実

雇児総発第0401003号
平成21年4月1日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 }

児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

一時保護施設における学習環境の充実について

一時保護施設は、保護者から虐待を受けている子どもの心身の安全を守る等の重要な役割を担っており、入所する子どもが安定した環境の中で心から落ち着いて生活できるよう様々な配慮が必要である。

特に、近年、児童相談所の一時保護施設に保護された子どもの保護期間が長期化する傾向にあり、一時保護施設における学習環境の充実が求められている。

このため、地域の実情に応じて、教育委員会と児童福祉主管部局が連携を図り、教員の出向や教員OB等を児童相談所の一時保護施設に配置するなどの工夫を行っていただいているところであるが、地域によっては、こうした人材の確保に苦慮している児童相談所が見受けられることから、平成21年度において、人材配置に必要な経費の補助の充実を図ることとした。

各地方自治体におかれては、このような趣旨を鑑み、教育委員会と児童福祉主管部局がより一層連携して下記の取組を進め、一時保護施設で生活する子ども一人一人にとって最も適切な学習機会が確保されるようご尽力いただきたい。

なお、本通知は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課と協議済みである。

記

- 1 一時保護中の子どもは、これまでの生活から年齢相応の学力や学習態度を身に付けていないなどの場合がある。このため、個々の子どもの状況や特性に応じた指導が行えるよう、一時保護施設の児童指導員等については、都道府県等の教育委員会と連携を図り、人事交流等により現職教員からの人材の受入れを進めることや、教員OB等を活用するなど、極力、子どもの学習環境に配慮した対応を行うこと。

なお、教員OB等の一時保護施設への配置に必要な経費については、従来より児童虐待・DV対策等総合支援事業の「児童虐待防止対策支援事業(一時保護機能強化事業)」により補助を行っているが、平成21年度予算において、補助基準額の改善を行ったところであるので活用されたい。

- 2 児童福祉法第28条の申立等により一時保護が一層長期化する場合は、児童養護施設等への委託一時保護や、一時保護施設が設置された区域内の学校への就学を検討するなど、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会と十分連携しながら対応すること。

事 務 連 絡

平成21年4月7日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

一時保護施設における学習環境の充実について

標記の件については、これまでも格段の御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

一時保護施設は、保護者から虐待を受けている子どもの心身の安全を守る等の重要な役割を担っており、入所する子どもが安定した環境の中で心から落ち着いて生活ができるよう様々な配慮が必要であります。

特に、近年、児童相談所の一時保護施設に保護された子どもの保護期間が長期化する傾向にあり、一時保護施設における学習環境の充実が求められているところです。

このため、地域の実情に応じて、教育委員会と児童福祉主管部局がより一層連携して、一時保護施設で生活する子ども一人一人にとって最も適切な学習環境が確保されるよう、更なる御尽力をいただくようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管部(局)長に対し、別添のとおり通知されておりますので、申し添えます。

「子ども虐待対応の手引き」の改正について



1 改正の趣旨

本手引きは、平成11年3月に、児童相談所や関係機関に向けて、子ども虐待に対し積極的な対応を促すために作成し、翌年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定及びその後の改正等を受けて見直しを行ってきた。

今般、平成19年の改正児童虐待防止法の臨検・捜索等の具体例等の記載、平成20年の改正児童福祉法に伴う修正、作成後10年が経過したことに伴う修正等の改正を行い平成21年3月31日付けで都道府県・指定都市・児童相談所設置市に通知。

2 手引きに記載している事項

予 防

発 見

対 応

援助実行・自立支援

第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項

第2章 発生予防

第3章 通告相談への対応

第4章 調査及び保護者・
子どもへのアプローチ

第5章 一時保護

第6章 判定・援助業務

第7章 児童福祉審議会
の意見聴取

第8章 援助(在宅指導)

第10章 児童相談所の決定に
対する不服申立てについて

第9章 援助(親子分離)

第11章 関係機関との連携の実際

第12章 電話相談の実際

第13章 特別な視点が必要な事例への対応

第14章 虐待致死事例に学ぶ

第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項

1. 虐待とは何か
2. 子ども虐待防止対策の基本的考え方
3. 虐待事例への援助の特質
4. 援助に際しての留意事項
5. 子どもに対する支援の基本
6. 守秘義務と情報提供について

第2章 発生予防

1. 子ども虐待問題を発生予防の観点で捉えることの重要性(子ども虐待はなぜ起こるのか)
2. 発生を予防するための支援がなぜ必要か
3. 発生を予防するためには、どのような支援が必要か
4. 発生を予防するために、関係機関による連携はなぜ必要か

第3章 通告・相談への対応

1. 通告・相談時に何を確認すべきか
2. 通告・相談があった場合にまず何をやるべきか
3. 子どもが自ら保護を求めてきた場合、どう対応すべきか

第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ

1. 調査(安全確認)における留意事項は何か
2. 調査に当たって他機関との連携をどう図るか
3. 虐待の認識を保護者にどう持たせるか
4. 調査に拒否的な保護者へのアプローチをどうするか
5. 子どもからの事実確認(面接・観察)はどのように行うか
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の要否をどう判断するか
7. 立入調査に当たっての留意点は何か
8. 出頭要求から臨検・搜索に関する留意点
9. 児童相談所や施設の職員に対して暴力的な保護者にはどう対応すべきか

第5章 一時保護

1. 一時保護の目的は何か
2. 一時保護の速やかな実施
3. 虐待が疑われる事例への対応の流れ
4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断
5. 職権による一時保護の留意点は何か
6. 一時保護の説明

7. 保護者への一時保護告知
8. 一時保護中の子どもに対する援助のあり方
9. 保護者が一時保護中に面会を希望する場合の対応
10. 保護者の強引な引取要求への対応
11. 家庭復帰させる場合の子ども、保護者への指導上の留意点
12. 委託一時保護の留意点

第6章 判定・援助業務

1. 各種診断と判定はどのように行うか
2. 判定はどのように行うか
3. 援助指針はどのように作成するか
4. 親子分離の要否判断はどう行うか
5. 援助方針について保護者、子どもにどう説明するか
6. 法的分離にはどのようなものがあるか
7. 家庭裁判所による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所の承認
—いわゆる法第28条手続
8. 家庭裁判所による親権喪失宣告(民法第834条、児童福祉法第33条の6)と
失権宣告の取り消し(民法第836条)
9. 家庭裁判所による審判前の保全処分(特別家事審判規則第18条の2)
10. 法的分離手続の実際

第7章 児童福祉審議会の意見聴取

1. どのような事例を児童福祉審議会に諮るか
2. 児童福祉審議会の意見聴取の手続はどのように行うか
3. 児童福祉審議会運営の実際と活用はどのように行うか

第8章 援助(在宅指導)

1. 在宅指導上の留意事項は何か
2. 子どもへの心理的援助はどのように行うか
3. 保護者への援助をどのように行うか

第9章 援助(親子分離)

1. 児童相談所における対応
2. 施設における対応
3. 里親制度の活用

第10章 児童相談所の決定に対する不服申立てについて

1. 行政不服審査とは何か
2. 行政不服申立てにどう対応するか

第11章 関係機関との連携の実際

1. 市町村(要保護児童対策地域協議会)との協働
2. 福祉事務所(家庭児童相談室)との連携
3. 市町村の母子保健部局等との連携
4. 児童委員との連携
5. 児童家庭支援センターとの連携
6. 児童福祉施設との連携
7. 里親との連携
8. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携
9. 医療機関との連携
10. 警察との連携
11. 弁護士との連携
12. 家庭裁判所との連携
13. 配偶者暴力相談支援センターとの関係
14. 民間虐待防止団体との連携

第12章 電話相談の実際

1. 子ども本人からの相談
2. 養育者からの相談
3. 養育者以外からの相談

第13章 特別な視点が必要な事例への対応

1. 「きょうだい」事例への対応
2. 保護者がアルコール依存症の場合の対応
3. 保護者が薬物問題を抱えている場合
4. 精神疾患が疑われる事例への介入と対応
5. 保護者による治療拒否の事例
6. 代理ミュンヒハウゼン症候群への対応
7. 性的虐待への対応
8. 配偶者からの暴力のある家庭への支援のあり方
9. 18歳又は19歳の子どもへの対応

第14章 虐待致死事例に学ぶ

1. 国における児童虐待による死亡事例等の検証の経緯
2. 検証委員会の総括報告における提言

3 改正の主な内容

1. 平成19年改正児童虐待防止法関連

- (1) 出頭要求、臨検・捜索に関する手続きに関して、児童相談所運営指針で示した手順に具体例を加えて記述。

第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ

8. 出頭要求から臨検・捜索に関する留意点

- 出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索は、子どもの安全確認及び安全の確保を目的に行う一連の行政行為であり、常に最悪の事態を想定しつつ目的を達成するための見通しのあるプランを練って着手する。なお、実行に際して警察官、裁判所との連携なくしては実現しないことは明らかであるので、早い段階で協力を仰ぐことが重要である。
- 出頭要求告知書の様式では、出頭要求から臨検・捜索等に至るプロセスの説明が弱いので、別紙で全体のプロセスについての説明書を作成しておくことが必要である。

出頭日の延期を求められた場合には、やむを得ない理由であるかどうかを判断し、無為な引き延ばしに応じることはあってはならない。また、日程の延期による転居の虞がないかなども慎重に吟味して、必要ならば立入調査の実施も躊躇してはならない。

〔事例〕

○ネグレクト

(端緒)

- ・保護者と女兒(小学生)の二人の世帯
- ・自宅(アパート)に引きこもっており、外部との接触がほとんどない。
- ・子どもは、小学校入学式にも出ず、その後も学校には通っていない。
- ・電話はあるが、かけてもつながらない。また、担任が家庭訪問するも応答がない。家の中に人の気配がある。
- ・長期間、子どもの所在が確認できないため学校から児童相談所に通告。
- ・保護者については、近所の人が、時々、夜中にコンビニで見かけるとの情報がある。

(経過)

1. 家庭訪問及び出頭要求の告知

- ・市役所に対して世帯、近隣の情報提供を依頼
- ・通告内容及び市役所からの情報、社会診断を総合的に判断し、現在小学2年生の子どもがおり、保護者には精神科への通院歴があること等が分かり、通告の翌日に児童相談所職員と市の担当者により家庭訪問するも応答がない。
- ・あらかじめ応答がない場合を想定して準備した出頭要求告知書をドアの郵便受けに投函する。その際に、口頭にて告知書を投函する旨を伝えるとともに、この場面を写真、ビデオで記録した。
- ・電気メーターは動いており、水道の使用についても確認できた。
- ・また、風雨にさらされ古くなった三輪車が軒下に放置されていたので写真で記録する。
- ・出頭要求は、2日後、住宅と同じ中学校区内にある公民館の会議室とし、利用者の少ない午後2時とした。(児童相談所へは、バス、電車を乗り継いで1時間程度のため近場の公共機関を指定した。)
- ・当日は、保護者は出頭要求には応じることなく、また、連絡もしてくることはなかった。

4. 臨検・搜索

- ・再出頭要求にも応じないことから管轄の家庭裁判所の裁判官に臨検・搜索に係る許可状を請求。
- ・翌日、許可状の交付を受け、再出頭要求を行った日の翌々日の16時に着手。
- ・あらかじめ家主に立ち会いを依頼した際に、鍵を借用することとなった。
- ・臨検体制は、立入調査と同様の体制で臨む。
- ・ドアをノックするも応答がないため、家主に対して許可状を提示してドアを解錠するが、ドアにはドアチェーンがはめられていたため室内に立ち入ることができない。
- ・この段階で、保護者の反応があり、保護者がドアを引き戻すとともに、興奮してわめき散らす等の状態がしばらく続く。
- ・興奮が治まりかけたのを見計らい、ドアの隙間から許可状を提示し、あらかじめ携行したチェーンカッターによりドアチェーンを切断して室内に立ち入る。
- ・4人の職員が室内に立ち入り、2人が保護者の説得に当たるとともに、他の2人が子どもの搜索に当たり、別室のテレビの前に座していた子どもを保護する。
- ・室内は足の踏み場もないような、いわゆるゴミ屋敷になっており、異臭が漂っていた。
- ・子どもは、痩せて、小柄、衣服は汚れ、風呂にも入っていない様子が 見受けられた。
- ・保護者に対して子どもを一時保護することを伝え、子どもを連れ出す。
- ・児童福祉司は、児童相談所と一緒に先々のことを考えて行くことを伝えるが、納得せず、子どもを返せと食い下がる。
- ・押し問答が続くが、保護者に対する警察官の助言もあり、後日、児童 相談所で面談することとし、全員が退去。
- ・経過記録を基に調書を作成し、実施した職員の署名・押印、及び立会人の署名・押印を行った。

(2) 保護者援助の方策を保護者援助ガイドラインに基づき、援助指針の定期的な見直しの徹底、段階を経た指導、家庭復帰後の地域の支援体制の確保などについて記述。

第8章 援助(在宅指導)

1. 在宅指導上の留意事項は何か

(3) 援助指針の策定

虐待事例は、在宅指導、施設入所等の措置に関わらず、長期に亘る多面的な援助が必要であり、これを効果的に行うには援助指針を策定し、これに沿った計画的・体系的な援助を続けることが不可欠であるが、特に在宅指導における援助指針の策定に当っては次の点に留意する必要がある。

ア. 援助指針の策定に際しては、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。

イ. 援助指針は、子どもの年齢、心身の状況、発達の状況等を勘案して、具体的な短期目標の設定及び中長期目標の設定に努め、再評価の時期についても子どもの成長や変化に応じて適時適切に行い、援助方針を見直す。

ウ. 在宅指導を行うには、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、さらには市町村(要保護児童対策地域協議会)、児童福祉施設、保健所などの関係機関と連携・協力して行うことになるので、それぞれの機関の役割、到達目標を指針に明示するとともに、市町村に対応の責任を移す時期等の見通しを示すこととする。特に、市町村が実施する養育支援訪問事業等の対象となる事例であると考えられる場合には、市町村にその旨を通知する等の具体的な援助を行う。

エ. 在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置等、26条指導措置、11条指導のいずれかの対応を採ることとなるが、特に、市町村から送致された事例や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例は、児童福祉司指導措置等を採ることが必要である。

第9章 援助(親子分離)

1. 児童相談所における対応

(2) 親権者の同意に基づく入所措置等の保護者援助

[2] 児童福祉司指導措置等についての考え方

親権者の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合は、保護者の側に援助を受ける意識があることも多いが、形式的に施設入所に同意はしていても、児童虐待の自覚が乏しい保護者、自己中心的な言動を展開する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等もあるので、そのような場合には、積極的に児童福祉司指導措置等を採用することとする。

なお、児童福祉司指導措置等を採用するタイミングは、通常、入所措置等に合わせる人が多いと思われるが、援助の経過の中で、適宜保護者の評価を行い、必要に応じて適時適切に当該措置を採用することとする。

2. 平成20年改正児童福祉法関連

- (1) 児童相談所長が、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業の実施が適当であると判断した場合に市町村長に通知する規定の記述。

第11章 関係機関との協働

1. 市町村(要保護児童対策地域協議会)との協働

(1) 市町村の役割

(オ) 児童虐待防止法第8条第1項第2号には、市町村から児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号の規定による送致を受けた事例に関して、市町村が一時保護等の必要があると判断している場合には、児童相談所長等に対してその実施を促す通知を行う規定が設けられている。

他方、平成20年の改正児童福祉法第26条第1項第7号においては、子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当である場合に児童相談所長から市町村長に対して通知が行える規定が設けられており、相互に連携した対応を講じることが出来るようになっている。

(2) 里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助に関する規定の記述。

第11章 関係機関との協働

7. 里親との連携

(1) 里親の概要

里親は、要保護児童を一時的又は継続的に自己の家庭に預かり養育する者であり（児童福祉法第6条の3）、養子を前提とした里親、養育里親、親族里親、専門里親がある。また、平成21年度に創設された里親制度の良さと集団生活における子ども同士の相互作用の利点を活かした小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も里親に類似するものである。子どもを里親に委託する措置は、児童福祉施設への入所と同様、児童相談所が決定することとなる。

3. その他

- (1) 性的虐待の対応に関して、対応事例が比較的多い自治体の基本的な対応方法を基に、子ども本人の調査における留意事項等の記述。

第13章 特別な視点が必要な事例への対応

7. 性的虐待への対応

(1) 初期対応

[2] 子どもからの被害調査

通告を受理した児童相談所は、通告者や子どもの打ち明けを聞いた人からの聴きとり調査をした上で、子どもと直接接触し、虐待被害の調査を行う。この際、子どもの身柄の安全の確保に配慮し、子どもが加害者はもとより、家族からの干渉、友人からの注目に晒されることなく、落ちついて調査面接を実施できる場所を確保することが必要である。このため保育所、幼稚園、学校等の協力を得ることが重要である。

聴き取りは調査面接者と子どもの1対1でのやり取りとし、子どものサポートに関係者が同席するとしても、その人は子どもの発言について誘導や教唆となるような発言は控えて立ち会う配慮が必要である。

この段階で子どもの被害の内容がすべて明らかになることは少ない。子どもは周囲の反応にたじろいだり、戸惑ったりしており、事情を聴きにきた職員の調査に抵抗を示すことも多い。従って調査を担当する職員は、子どもの安全についての心配から事情を聴きにきたこと、子どもの身を案じていることを伝え、また、子どもの戸惑いについて理解を示し、子どもの不安を和らげることが重要である。調査面接者は、子どもが関係者に打ち明けたその事情と内容について聴き取り、子どもの安全に関して何らかの性的虐待についての疑いの兆候を確認することが重要となる。もしも、子どもが自発的に具体的な被害事実を述べるようであれば、今後の法的対応における客観性を損なわないよう、誘導や暗示を交えず、質問し過ぎることなく、子どもの自発的な話の聴き取りを心がけなければならない。この初期の調査における聴き取りは、場面設定にも時間にも制約のある条件下で行われるものであり、最低限度の性的虐待の疑いと一時保護の要否判断が行われることが目標となる。(子どもへの面接については後に詳述する)

(2) 児童虐待の事例に関して家庭裁判所への申立件数が増加する一方で、家庭裁判所の情報公開が進んでおり、対峙する保護者に子どもの居場所等の情報を与えないために家庭裁判所に対して審判書類の不開示を依頼する上申書の提出などを記述。

第6章 判定・援助業務

7. 家庭裁判所による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所の承認

—いわゆる法第28条手続

(3) 法第28条手続の進め方

[4] 更新ケースや保全処分、親権喪失宣告等にも共通する問題であるが、裁判所に提出した資料等の開示については、家事審判規則上、審判官の裁量に委ねられており、従来は、当事者を含む関係者のプライバシー保護の観点から基本的に非開示とされてきた。ところが、最近は親側の反論権を十分に保障するという趣旨から、親側への資料開示に積極的な考え方を持つ審判官が増えているように思われる。

したがって、第一に、児童相談所としても、平素から開示原則という認識で記録を作成すべきであるし、親側に開示されてもよいかたちで裁判所提出資料を作成する必要があるだろう。

しかし、一方で、第三者からの情報や意見など、裁判資料として重要でありながら、やはり親側に開示すべきでない資料もある。そこで、第二に、児童相談所としては、そのような資料を裁判所に提出するにあたっては、非開示を求める上申を添付するなどして、裁判所に非開示の必要性を強く訴える必要がある(上申には、開示された場合のリスク等を具体的に書くことが望ましい)。

(3) 通告後の情報収集における児童相談所と市町村の情報の共有・連携のあり方に関して記述。

第3章 通告・相談への対応

2. 通告・相談があった場合にまず何をやるべきか

(1) 緊急受理会議の開催

[2] 緊急受理会議の準備の一環として、通告を受けた事例について、他の通告受理機関と情報交換を行い、過去の通告や援助、その他の情報が蓄積されていないかの確認を行う。

この場合、確認を依頼した機関は、その時点で把握した情報を他の機関に伝えることが、関連した断片情報を集めるきっかけとなることに留意すべきである。

なお、情報交換については、性的虐待に関しては慎重に対応すべきものであり一律の情報交換になじむものではないので、このような事例を除き行うことが基本である。

「児童相談所運営指針」の改正

平成20年、家庭的保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)が成立したことを踏まえ、社会的養護に関する規定等について改正。

児童相談所と施設等における情報共有の原則を明確化

子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、児童相談所は措置決定通知書(措置内容を明確に示すこと)に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを入所又は委託させる児童福祉施設等の長に送付する。また、必要に応じ事例担当者が施設に出向き、事例の内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。

なお、これらの資料は、子どもが施設において安定した生活を送るための援助に必要であるばかりか、家庭復帰に向けた取組や自立支援に必要となる基礎資料であることから、できる限り綿密なものであることは言うまでもない。

- ①子どもの住所、氏名、年齢
- ②家族構成及び家族の氏名、年齢
- ③子どもの履歴
- ④性行(心理診断・判定に基づく見立て、基本資料等を含む)
- ⑤健康状態
- ⑥家庭環境
- ⑦措置についての子ども及び保護者の意向
- ⑧子ども及び家庭に対する援助指針
- ⑨その他子どもの福祉の増進に関し参考となる事項

また、入所又は委託後に児童福祉施設等において必要となった情報については、追加調査なども含めてできる限り対応する。

2. 児童相談所関係データ

平成21年度 児童相談所及び一時保護所設置状況(H21. 5. 1現在)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	20年度					21年度					増△減数			
	児童相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所の 数	一時保護所	保護所 定員	児童相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所の 数	一時保護所	保護所 定員	児童 相談所	支所を 有する 児童相 談所	支所数	一時 保護所
北海道	8	1	1	8		8	1	1	8		0	0	0	0
青森県	6	0	0	1		6	0	0	1		0	0	0	0
岩手県	3	0	0	3		3	0	0	3		0	0	0	0
宮城県	3	1	1	1		3	1	1	1		0	0	0	0
秋田県	3	0	0	1		3	0	0	1		0	0	0	0
山形県	2	1	2	2		2	1	2	2		0	0	0	0
福島県	4	3	3	3		4	3	3	4		0	0	0	1
茨城県	3	1	2	1		3	1	2	1		0	0	0	0
栃木県	3	0	0	1		3	0	0	1		0	0	0	0
群馬県	3	0	0	1		3	0	0	1		0	0	0	0
埼玉県	6	0	0	3		6	0	0	3		0	0	0	0
千葉県	6	0	0	5		6	0	0	5		0	0	0	0
東京都	11	1	1	5		11	1	2	6		0	0	1	1
神奈川県	5	0	0	3		5	0	0	3		0	0	0	0
新潟県	5	1	1	3		5	1	1	3		0	0	0	0
富山県	2	0	0	2		2	0	0	2		0	0	0	0
石川県	2	0	0	2		2	0	0	2		0	0	0	0
福井県	2	0	0	2		2	0	0	2		0	0	0	0
山梨県	2	0	0	2		2	0	0	2		0	0	0	0
長野県	5	0	0	2		5	0	0	2		0	0	0	0
岐阜県	5	0	0	2		5	0	0	2		0	0	0	0
静岡県	4	1	1	2		4	1	1	2		0	0	0	0
愛知県	10	0	0	1		10	0	0	1		0	0	0	0
三重県	5	0	0	2		5	0	0	2		0	0	0	0
滋賀県	2	0	0	2		2	0	0	2		0	0	0	0
京都府	3	0	0	3		3	0	0	3		0	0	0	0
大阪府	6	0	0	1		6	0	0	1		0	0	0	0
兵庫県	4	2	4	1		5	3	3	1		1	1	△1	0
奈良県	2	0	0	1		2	0	0	1		0	0	0	0
和歌山県	2	1	1	1		2	1	1	1		0	0	0	0
鳥取県	3	0	0	3		3	0	0	3		0	0	0	0
島根県	4	1	1	4		4	1	1	4		0	0	0	0
岡山県	3	1	2	2		3	1	2	2		0	0	0	0
広島県	3	0	0	2		3	0	0	2		0	0	0	0
山口県	5	0	0	1		5	0	0	1		0	0	0	0
徳島県	3	0	0	1		3	0	0	1		0	0	0	0
香川県	2	0	0	1		2	0	0	1		0	0	0	0
愛媛県	3	0	0	3		3	0	0	3		0	0	0	0
高知県	2	0	0	1		2	0	0	1		0	0	0	0
福岡県	4	2	2	4		6	0	0	4		2	△2	△2	0
佐賀県	1	1	1	1		1	1	1	1		0	0	0	0
長崎県	2	0	0	2		2	0	0	2		0	0	0	0
熊本県	2	0	0	1		2	0	0	1		0	0	0	0
大分県	2	0	0	1		2	0	0	1		0	0	0	0
宮崎県	3	0	0	3		3	0	0	3		0	0	0	0
鹿児島県	3	0	0	2		3	0	0	2		0	0	0	0
沖縄県	2	1	1	1		2	1	1	1		0	0	0	0
札幌市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
仙台市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
さいたま市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
千葉市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
横浜市	4	0	0	3		4	0	0	3		0	0	0	0
川崎市	2	0	0	1		2	0	0	1		0	0	0	0
新潟市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
静岡市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
名古屋市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
浜松市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
京都市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
大阪市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
堺市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
神戸市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0		1	0	0	1		1	0	0	1
広島市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
北九州市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
福岡市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
横須賀市	1	0	0	1		1	0	0	1		0	0	0	0
金沢市	1	0	0	0		1	0	0	1		0	0	0	1
合計	197	19	24	120	0	201	18	22	124	0	4	△1	△2	4

平成21年度 児童福祉司、児童心理司の配置状況について

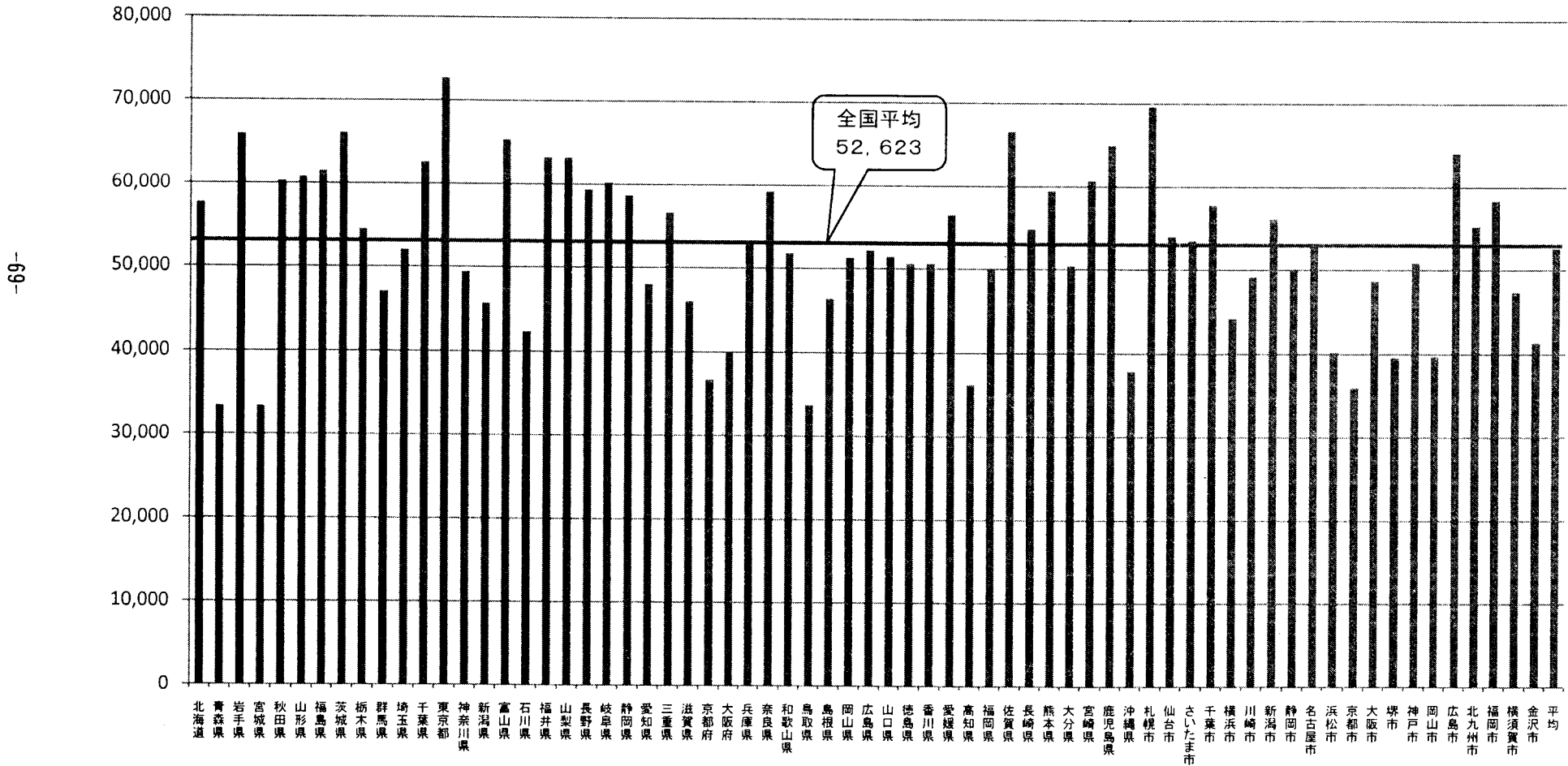
	児童福祉司 の配置員数 (21.4.1) A	児童福祉司 の配置員数 (20.4.1) B	対前年 増減人員 (A-B)	児童心理司 の配置員数 (21.4.1) C	児童心理司の 配置員数 (20.4.1) D	対前年 増減人員 (C-D)
北海道	65	62	3	36	35	1
青森県	43	48	▲5	19	20	▲1
岩手県	21	23	▲2	13	13	0
宮城県	40	36	4	19	18	1
秋田県	19	19	0	11	11	0
山形県	20	20	0	13	13	0
福島県	34	33	1	17	14	3
茨城県	45	45	0	20	18	2
栃木県	37	34	3	23	22	1
群馬県	43	41	2	19	19	0
埼玉県	113	107	6	38	36	2
千葉県	82	78	4	41	46	▲5
東京都	173	174	▲1	58	56	2
神奈川県	70	70	0	28	28	0
新潟県	36	36	0	16	10	6
富山県	17	16	1	7	7	0
石川県	17	16	1	14	14	0
福井県	13	13	0	6	8	▲2
山梨県	14	14	0	10	9	1
長野県	37	36	1	18	17	1
岐阜県	35	34	1	11	11	0
静岡県	39	39	0	22	19	3
愛知県	105	83	22	33	31	2
三重県	33	32	1	19	20	▲1
滋賀県	30	28	2	15	15	0
京都府	32	33	▲1	16	16	0
大阪府	134	132	2	34	40	▲6
兵庫県	77	73	4	35	34	1
奈良県	24	24	0	9	10	▲1
和歌山県	20	20	0	14	13	1
鳥取県	18	19	▲1	13	6	7
島根県	16	16	0	12	12	0
岡山県	25	33	▲8	26	25	1
広島県	33	33	0	15	17	▲2
山口県	29	28	1	17	13	4
徳島県	16	17	▲1	12	11	1
香川県	20	19	1	10	10	0
愛媛県	26	28	▲2	9	10	▲1
高知県	22	18	4	12	11	1
福岡県	53	53	0	17	17	0
佐賀県	13	12	1	9	8	1
長崎県	27	29	▲2	14	10	4
熊本県	31	34	▲3	11	10	1
大分県	24	24	0	15	14	1
宮崎県	19	18	1	10	7	3
鹿児島県	27	27	0	16	13	3
沖縄県	36	36	0	12	11	1
札幌市	27	30	▲3	12	12	0
仙台市	19	19	0	12	11	1
さいたま市	22	22	0	8	9	▲1
千葉市	16	16	0	12	12	0
横浜市	81	80	1	24	21	3
川崎市	27	27	0	10	10	0
新潟市	14	12	2	8	5	3
静岡市	14	13	1	6	6	0
名古屋市	42	42	0	12	10	2
浜松市	20	13	7	8	10	▲2
京都市	41	39	2	12	11	1
大阪市	54	56	▲2	15	15	0
堺市	21	20	1	10	10	0
神戸市	30	30	0	13	12	1
岡山市	17	-	17	10	-	10
広島市	18	18	0	5	5	0
北九州市	18	16	2	5	6	▲1
福岡市	24	22	2	6	7	▲1
横須賀市	9	9	0	7	7	0
金沢市	11	11	0	6	6	0
合計	2,428	2,358	70	1,065	1,013	52

※岡山市は、平成21年度より児童相談所を設置

平成21年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(5~8万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成17年10月1日国勢調査)

5~8万 44 自治体
5万未満 23 自治体



平成21年度 スーパーバイザーの配置状況について

	スーパーバイザー の配置員数 (21.4.1) A	スーパーバイザー の配置員数 (20.4.1) B	対前年 増減人員 (A-B)	児童福祉司の配置 員数 (21.4.1) C	スーパーバイザーの 配置状況 (SV一人当たり児 童福祉司数) (C÷A)
北海道	8	8	0	65	8.1
青森県	11	11	0	43	3.9
岩手県	3	5	▲2	21	7.0
宮城県	9	8	1	40	4.4
秋田県	2	1	1	19	9.5
山形県	3	2	1	20	6.7
福島県	8	8	0	34	4.3
茨城県	13	13	0	45	3.5
栃木県	10	10	0	37	3.7
群馬県	1	1	0	43	43.0
埼玉県	17	15	2	113	6.6
千葉県	28	17	11	82	2.9
東京都	14	14	0	173	12.4
神奈川県	20	20	0	70	3.5
新潟県	7	7	0	36	5.1
富山県	4	4	0	17	4.3
石川県	1	1	0	17	17.0
福井県	3	3	0	13	4.3
山梨県	1	2	▲1	14	14.0
長野県	5	5	0	37	7.4
岐阜県	0	0	0	35	0.0
静岡県	9	9	0	39	4.3
愛知県	15	14	1	105	7.0
三重県	13	12	1	33	2.5
滋賀県	9	6	3	30	3.3
京都府	4	4	0	32	8.0
大阪府	33	31	2	134	4.1
兵庫県	6	6	0	77	12.8
奈良県	4	3	1	24	6.0
和歌山県	8	6	2	20	2.5
鳥取県	10	9	1	18	1.8
島根県	9	9	0	16	1.8
岡山県	9	5	4	25	2.8
広島県	10	7	3	33	3.3
山口県	10	9	1	29	2.9
徳島県	3	4	▲1	16	5.3
香川県	6	8	▲2	20	3.3
愛媛県	1	1	0	26	26.0
高知県	8	8	0	22	2.8
福岡県	7	15	▲8	53	7.6
佐賀県	1	1	0	13	13.0
長崎県	11	8	3	27	2.5
熊本県	7	7	0	31	4.4
大分県	8	8	0	24	3.0
宮崎県	3	3	0	19	6.3
鹿児島県	7	9	▲2	27	3.9
沖縄県	6	5	1	36	6.0
札幌市	6	6	0	27	4.5
仙台市	7	7	0	19	2.7
さいたま市	3	2	1	22	7.3
千葉市	1	1	0	16	16.0
横浜市	16	16	0	81	5.1
川崎市	4	4	0	27	6.8
新潟市	3	3	0	14	4.7
静岡市	1	1	0	14	14.0
名古屋市	14	14	0	42	3.0
浜松市	3	3	0	20	6.7
京都市	11	10	1	41	3.7
大阪市	8	8	0	54	6.8
堺市	3	2	1	21	7.0
神戸市	4	4	0	30	7.5
岡山市	3	-	3	17	5.7
広島市	2	2	0	18	9.0
北九州市	4	4	0	18	4.5
福岡市	4	3	1	24	6.0
横須賀市	0	0	0	9	0.0
金沢市	0	1	▲1	11	0.0
合計	482	453	29	2428	5.0

SVの配置標準(児童福祉司5人に1人)を満たす自治体:

31自治体

※岡山市は、平成21年度より児童相談所を設置

都道府県等別 児童相談所における警察官・教員等の配置状況

(単位:人)

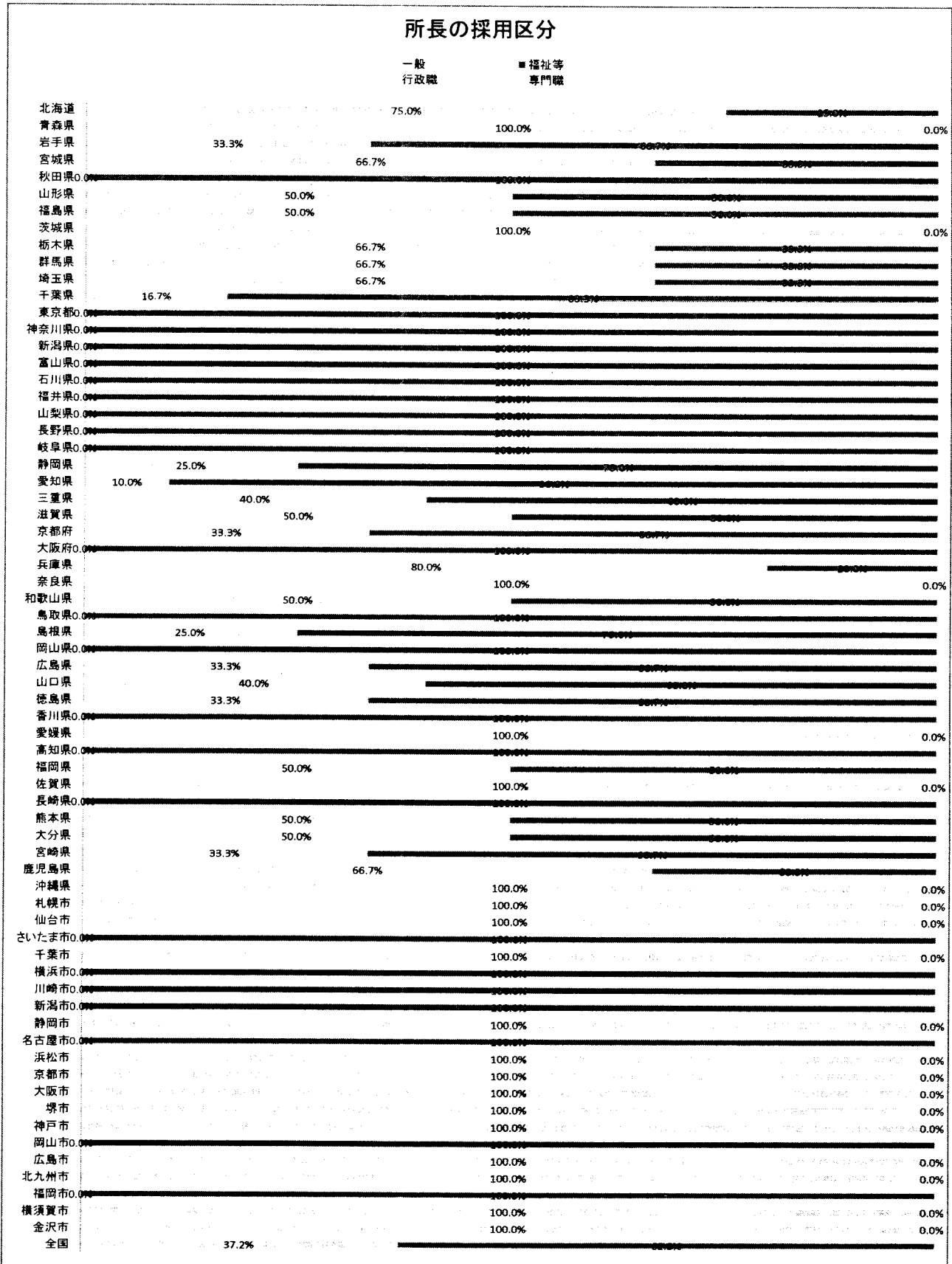
都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話・受付相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道							18							1			0	1	0	18
青森県																	0	0	0	0
岩手県															1		0	0	1	0
宮城県			6												2		0	0	8	0
秋田県																	0	0	0	0
山形県																	0	0	0	1
福島県																1	0	0	0	1
茨城県			4														0	0	4	0
栃木県			3														0	0	3	0
群馬県									3						2		0	3	2	0
埼玉県																	0	0	0	0
千葉県																	0	0	0	0
東京都													1			4	1	0	0	4
神奈川県						4										5	0	0	4	5
新潟県																	0	0	0	0
富山県												1					0	0	0	1
石川県			2														0	0	2	2
福井県																3	0	0	0	3
山梨県																	0	0	0	0
長野県																2	0	0	0	2
岐阜県			6			1									3	2	0	0	10	2
静岡県			5							2						1	0	0	7	1
愛知県							2							2			0	2	0	2
三重県			1			2					2				3	2	0	0	6	4
滋賀県																	0	0	0	0
京都府							1										0	0	0	1
大阪府																	0	0	0	0
兵庫県							1			5							0	5	0	1
奈良県																	0	0	0	0
和歌山県						1											0	0	1	0
鳥取県															3		0	0	3	0
島根県																	0	0	0	0
岡山県											1					2	0	0	0	3
広島県			2			1	1							1			0	1	3	1
山口県						1				1		3					0	2	0	3
徳島県			3								2						0	0	3	2
香川県																	0	0	0	0
愛媛県																	0	0	0	0
高知県			2				2								3		0	0	5	2
福岡県											1						0	0	0	1
佐賀県													1				1	0	2	0
長崎県														1	2		0	1	2	0
熊本県	1		3														1	0	3	0
大分県						2				1		1					0	1	2	1
宮崎県			6				7				5				1		0	0	7	12
鹿児島県							2				2						0	0	0	4
沖縄県																	0	0	0	0

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話・受付相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
札幌市															1	2	0	0	1	2
仙台市															4		0	0	4	0
さいたま市																	0	0	0	0
千葉市							2				2						0	2	2	0
横浜市																	9	0	0	9
川崎市																	4	0	0	4
新潟市								1						1		2	0	1	0	3
静岡市			2					1									0	0	2	1
浜松市			1					1									0	0	1	1
名古屋市															1		0	0	1	0
京都市															1		0	0	1	0
大阪市																	0	0	0	0
堺市										1				2	1	2	0	3	1	2
神戸市								2						1			0	1	0	2
岡山市														1	1		0	1	1	0
広島市			2				1							1			0	1	3	0
北九州市			4				2							2	2	1	0	2	8	1
福岡市							3						1			1	0	1	3	1
横須賀市																2	0	0	0	2
金沢市						2		1									0	2	0	1
合計	1	0	52	0	0	3	19	40	0	14	2	19	2	13	33	49	3	30	106	108

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ(平成21年4月1日現在)

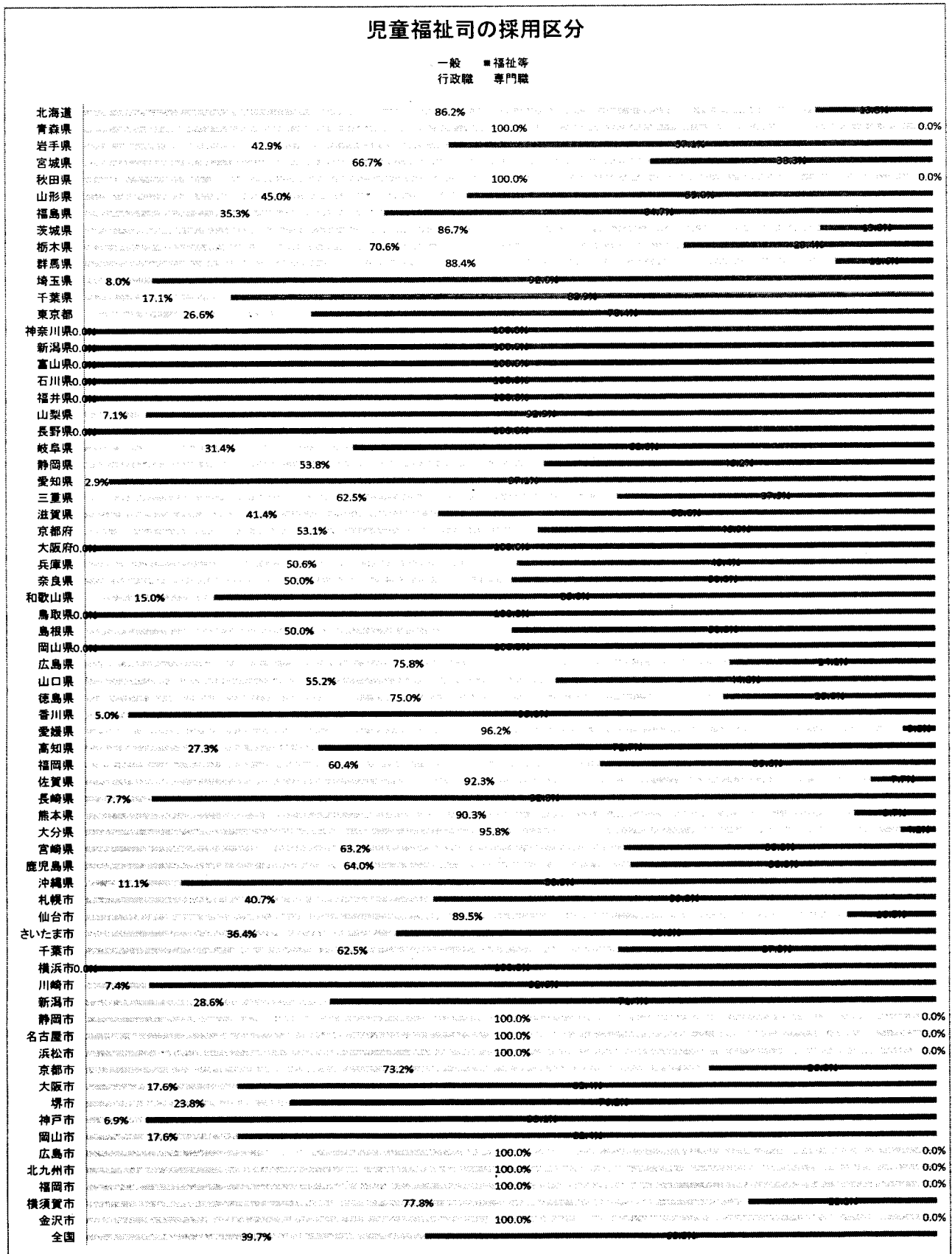
平成21年度 所長の採用区分構成割合

○ 所長においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約63%となっている。



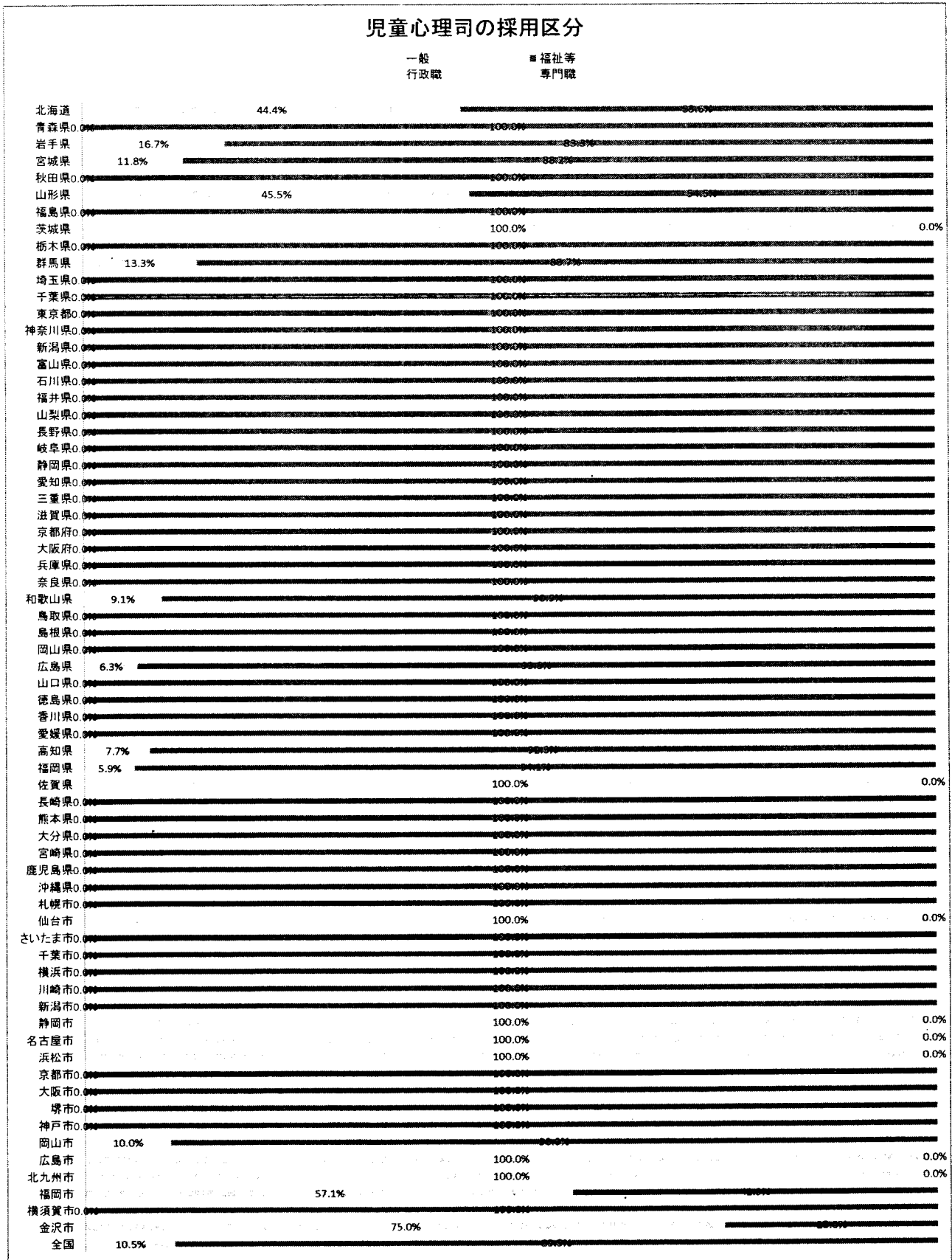
平成21年度 児童福祉司の採用区分構成割合

○ 児童福祉司においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約60%となっている。



平成21年度 児童心理司の採用区分構成割合

○ 児童心理司においては、全国平均では福祉等専門職による採用が約90%となっている。



児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 平成21年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 67自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:63自治体

24時間以内: 4自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県)

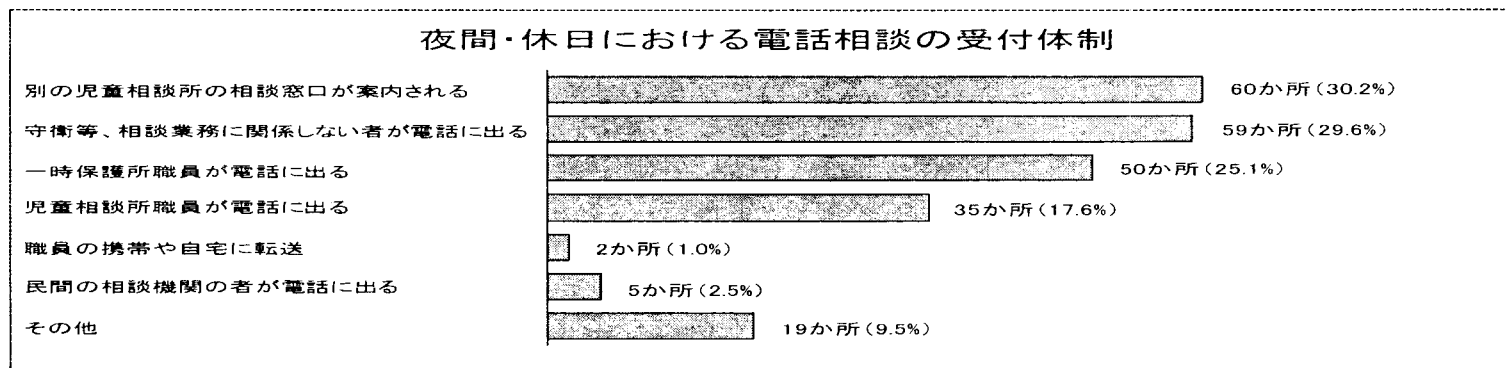
【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童相談所における夜間・休日の相談体制

- 児童虐待防止等の観点から、全国どこにいても、いつでも相談が可能な体制を整備するため、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で児童相談所における夜間・休日の相談体制(電話対応)の整備を図ることが目標として掲げられた。
- 平成21年4月1日現在、全ての児童相談所において夜間・休日の相談体制の整備が図られている。
(全児童相談所数:199か所)具体的な対応方法は以下のとおり。

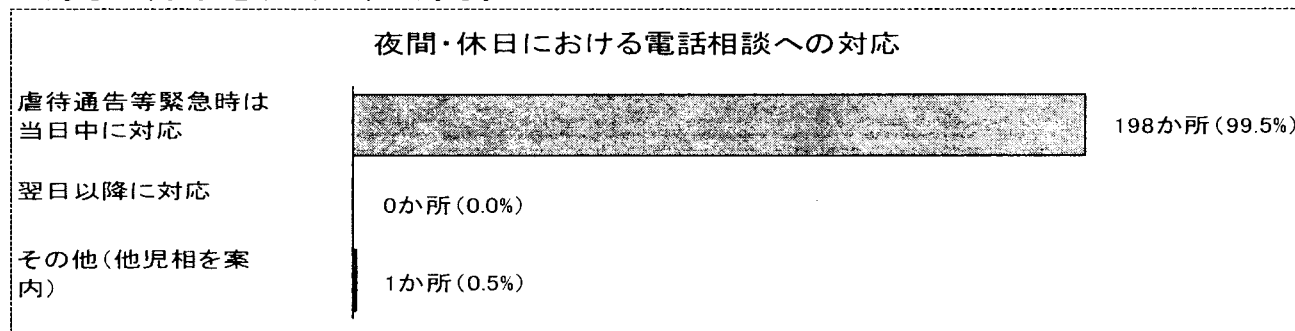
【電話相談の受付体制】

- ・ 電話に出る者については、「別の児童相談所の相談窓口が案内される」が30.2%と最も多く、次いで「守衛など相談業務に関連しない者」が29.6%であった。(複数回答)



【電話相談への対応】

- ・ 電話相談への対応は、おおむね当日中に対応。



一時保護施設等緊急整備計画

【趣旨】

- 虐待を受けた子どもの保護等が増加しているなどにより、定員を超過して保護している一時保護施設が見られることから、当該状況の改善のため、定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体に対し、平成21年度末までに定員不足を解消するための具体的な改善計画(一時保護施設等緊急整備計画)の策定を依頼。

【計画の概要】

1. 策定対象自治体

- 平成20年1月～12月末までの間に、一時保護施設の定員を超えて保護を行った施設のある自治体
- 策定対象自治体数 : 21自治体(児童相談所設置自治体の約3割)

2. 計画の策定状況

- 計画策定自治体 : 21自治体
- 計画の内容 : 主な定員の増員予定数は以下のとおり。(増員数には、管内市の指定都市への移行に伴う増を含む。)
[一時保護施設:25名、児童養護施設:373名、里親への委託:229名、
地域小規模児童養護施設:84名、乳児院:65名など]

3. 計画策定自治体への特例措置

- 計画策定自治体については、平成21年度中、以下の特例措置を講じる。
 - (1)ハード交付金の優先採択
 - ・ 計画に基づく自治体における施設整備については、優先的に取り扱う。
 - (2)児童養護施設等において認可定員超過による一時保護を容認し、必要な事務費についても支弁
 - ・ 最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合は、認可定員を超えての一時保護委託を容認。
(対象施設:児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設)

児童相談所における虐待対応のための協力医療機関との協力・連携状況

【趣旨】

○ 児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で児童相談所における地域の医療機関との協力・連携体制の充実を図ることが目標として掲げられた。

【現状】

○ 平成21年4月1日現在、181か所(91.0%)の児童相談所において体制整備を行っている。

※ 全児童相談所数:199カ所
(平成21年4月1日現在)

自治体名	連携あり	連携なし	
		予定あり	予定なし
北海道	8	0	0
青森県	1	5	0
岩手県	3	0	0
宮城県	3	0	0
秋田県	3	0	0
山形県	2	0	0
福島県	4	0	0
茨城県	3	0	0
栃木県	3	0	0
群馬県	3	0	0
埼玉県	6	0	3
千葉県	6	0	0
東京都	11	0	0
神奈川県	5	0	0
新潟県	5	0	0
富山県	2	0	0
石川県	2	0	0

自治体名	連携あり	連携なし	
		予定あり	予定なし
福井県	2	0	0
山梨県	2	0	0
長野県	5	0	0
岐阜県	5	0	0
静岡県	4	0	0
愛知県	10	0	0
三重県	5	0	0
滋賀県	0	2	0
京都府	3	0	0
大阪府	6	0	0
兵庫県	5	0	0
奈良県	0	2	0
和歌山県	2	0	0
鳥取県	3	0	0
島根県	4	0	0
岡山県	3	0	0
広島県	3	0	0

自治体名	連携あり	連携なし	
		予定あり	予定なし
山口県	5	0	0
徳島県	3	0	0
香川県	2	0	0
愛媛県	0	3	0
高知県	2	0	0
福岡県	4	0	0
佐賀県	1	0	0
長崎県	2	0	0
熊本県	1	1	0
大分県	2	0	0
宮崎県	3	0	0
鹿児島県	0	3	0
沖縄県	2	0	0
札幌市	0	1	0
仙台市	1	0	0
さいたま市	1	0	0
千葉市	1	0	0

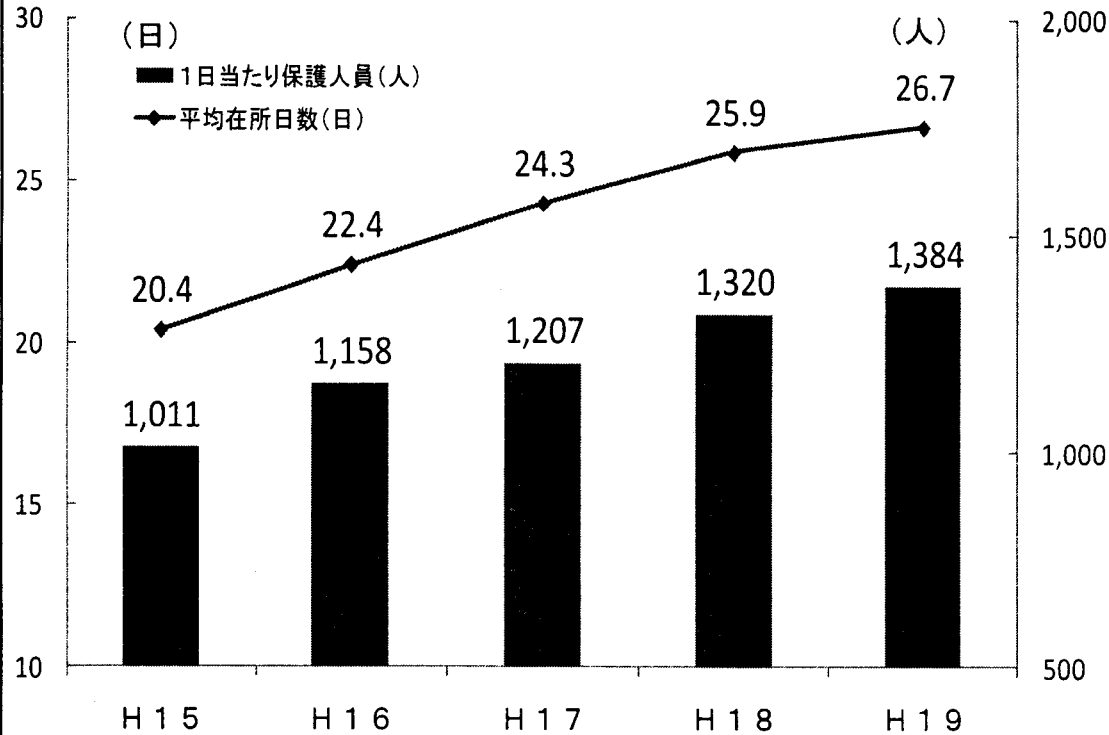
自治体名	連携あり	連携なし	
		予定あり	予定なし
横浜市	4	0	0
川崎市	2	0	0
新潟市	1	0	0
静岡市	0	1	0
浜松市	1	0	0
名古屋市	1	0	0
京都市	1	0	0
大阪市	1	0	0
堺市	1	0	0
神戸市	1	0	0
岡山市	1	0	0
広島市	1	0	0
北九州市	1	0	0
福岡市	1	0	0
横須賀市	1	0	0
金沢市	1	0	0
合計	181	18	0

※ 「予定あり」とは、今後、医療機関との協力等を予定している児童相談所である。

一時保護所の現状について

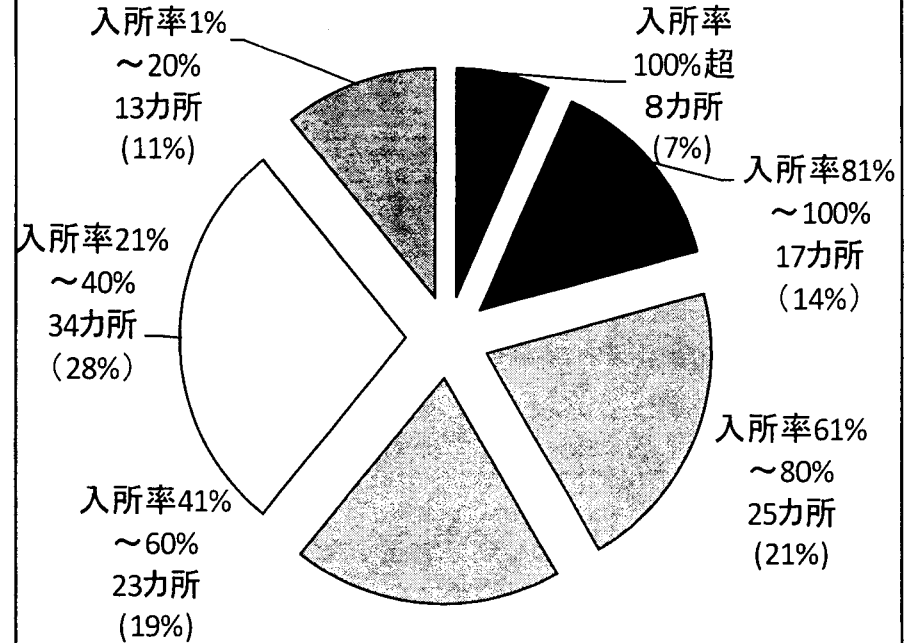
1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向



年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H20.1~12の間の一時保護所(120カ所)の平均入所率

一時保護児童の受け入れ状況

○ 約3割の自治体において、定員を超えて一時保護を実施

【定員を超える状況にある一時保護所を有する自治体】 ※[]内は児童相談所設置自治体数に占める割合

年度	自治体数	割合
(18年)	23自治体	[34.8%]
(19年)	21自治体	[31.8%]
(20年)	21自治体	[31.8%]

一時保護施設等緊急整備計画

【趣旨】

- 虐待を受けた子どもの保護等が増加しているなどにより、定員を超過して保護している一時保護施設が見られることから、当該状況の改善のため、定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体に対し、平成21年度末までに定員不足を解消するための具体的な改善計画(一時保護施設等緊急整備計画)の策定を依頼。

【計画の概要】

1. 策定対象自治体

- 平成20年1月～12月末までの間に、一時保護施設の定員を超えて保護を行った施設のある自治体
- 策定対象自治体数 : 21自治体(児童相談所設置自治体の約3割)

2. 計画の策定状況

- 計画策定自治体 : 21自治体
- 計画の内容 : 主な定員の増員予定数は以下のとおり。(増員数には、管内市の指定都市への移行に伴う増を含む。)
[一時保護施設:25名、児童養護施設:373名、里親への委託:229名、
地域小規模児童養護施設:84名、乳児院:65名など]

3. 計画策定自治体への特例措置

- 計画策定自治体については、平成21年度中、以下の特例措置を講じる。
 - (1)ハード交付金の優先採択
 - ・ 計画に基づく自治体における施設整備については、優先的に取り扱う。
 - (2)児童養護施設等において認可定員超過による一時保護を容認し、必要な事務費についても支弁
 - ・ 最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合は、認可定員を超えての一時保護委託を容認。
(対象施設:児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設)

個別対応のための環境改善

【趣旨】

- 一時保護中の子どもが安全で安心して過ごせる環境を整備するため、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を行うことが目標として掲げられた。

【現状】

- 混合処遇の改善や、個別対応できる居室等を有する一時保護所の数:52か所(41.9%)

※ 全一時保護所数:124カ所
(平成21年4月1日現在)

自治体名	対応済	未対応	
			対応予定
北海道	0	8	3
青森県	0	1	0
岩手県	0	3	1
宮城県	0	1	0
秋田県	0	1	1
山形県	0	2	0
福島県	0	4	0
茨城県	0	1	1
栃木県	0	1	1
群馬県	0	1	1
埼玉県	3	0	0
千葉県	1	4	0
東京都	6	0	0
神奈川県	1	2	0
新潟県	0	3	0
富山県	0	2	0
石川県	1	1	0

自治体名	対応済	未対応	
			対応予定
福井県	2	0	0
山梨県	1	1	0
長野県	0	2	0
岐阜県	0	2	1
静岡県	0	2	0
愛知県	1	0	0
三重県	1	1	0
滋賀県	0	2	0
京都府	1	2	1
大阪府	1	0	0
兵庫県	1	0	0
奈良県	0	1	0
和歌山県	1	0	0
鳥取県	0	3	3
島根県	4	0	0
岡山県	0	2	0
広島県	0	2	0

自治体名	対応済	未対応	
			対応予定
山口県	1	0	0
徳島県	1	0	0
香川県	1	0	0
愛媛県	0	3	0
高知県	1	0	0
福岡県	2	2	2
佐賀県	0	1	1
長崎県	2	0	0
熊本県	0	1	1
大分県	0	1	1
宮崎県	3	0	0
鹿児島県	0	2	0
沖縄県	0	1	0
札幌市	1	0	0
仙台市	0	1	0
さいたま市	0	1	0
千葉市	1	0	0

自治体名	対応済	未対応	
			対応予定
横浜市	3	0	0
川崎市	0	1	1
新潟市	1	0	0
静岡市	1	0	0
浜松市	1	0	0
名古屋市	1	0	0
京都市	0	1	0
大阪市	1	0	0
堺市	1	0	0
神戸市	1	0	0
岡山市	1	0	0
広島市	0	1	0
北九州市	0	1	0
福岡市	1	0	0
横須賀市	1	0	0
金沢市	1	0	0
合計	52	72	19

※ 「対応予定」とは、今後、環境改善を予定している一時保護所である。

3. 市町村データ

市町村における児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について(概要)

平成17年4月から市区町村が児童家庭相談に関する相談業務を行うこととされ、また、要保護児童に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」(以下「地域協議会」という。)が児童福祉法に位置づけられたことなどから、その状況等について、平成20年4月1日現在の市区町村の児童家庭相談体制の状況や要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)等の設置状況等について把握したものである。

【児童家庭相談業務】

○ 相談窓口に従事する職員数

相談窓口に従事する職員数は、全国で6,830人となっている(前年度比950人増)。うち、何らかの専門資格を有する者は4,286人(同805人増)となっている。

【要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況】

○ 地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置率

地域協議会又は児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置している市区町村の割合は94.1%(前年度比10.0ポイント増)と9割を超えた。

○ 都道府県別の市区町村の地域協議会及びネットワークの設置率

26県で100%となっている(前年度比27.7ポイント増)。また、すべての都道府県で設置率が70%以上となっている。

○ 地域協議会の調整機関担当職員数

全国で4,534名(前年度比1,487人増)となっており、そのうち、何らかの専門資格を有する者は2,313人(同790人増)となっている。

【参考】

○ 平成19年度において、全国の市区町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は27万1,847件(前年度比1万705件増)であり、このうち、児童虐待に関する相談受付件数は5万120件となっている(同4,219件増)。「平成19年度社会福祉行政業務報告」による。

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成 20 年 4 月現在)

市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）は、児童家庭相談に応じ、必要な調査、指導等を行うこととされ、また、要保護児童については、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」として児童福祉法に位置づけられていることから、平成20年4月1日現在の市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会等の設置状況等を把握したものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成20年4月1日現在)

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市 区	791		
人口30万人以上	65	28,795,555 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	199	32,336,326 人	(25.3%)
人口10万人未満	527	27,988,016 人	(21.9%)
町	808	12,362,788 人	(9.7%)
村	193	925,065 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	19	25,585,663 人	(20.0%)
計	1,811	127,993,413 人	(100.0%)

I 市町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

家庭児童相談室が設置されている福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している市区が、人口規模が30万人以上では86.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では88.9%、10万人未満で87.3%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.1%、村では84.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉主管課	72.3% 47	68.3% 136	52.8% 278	46.5% 376	34.7% 67	- -	49.9% 904	43.6% 797
②母子保健主管課	1.5% 1	1.5% 3	0.8% 4	6.1% 49	5.2% 10	5.3% 1	3.8% 68	3.8% 70
③児童福祉・母子保健統合課	6.2% 4	5.0% 10	5.7% 30	34.5% 279	44.6% 86	10.5% 2	22.7% 411	24.8% 453
④福祉事務所 (家庭児童相談室)	13.8% 9	20.6% 41	34.5% 182	0.2% 2	0.5% 1	42.1% 8	13.4% 243	15.6% 285
⑤福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	- -	0.5% 1	2.3% 12	- -	1.0% 2	- -	0.8% 15	0.7% 13
⑥保健センター	1.5% 1	- -	- -	5.7% 46	5.7% 11	- -	3.2% 58	3.4% 62
⑦教育委員会	- -	1.0% 2	3.0% 16	3.2% 26	1.6% 3	5.3% 1	2.7% 48	1.9% 35
⑧市設置の保健所	- -	- -	- -	- -	- -	5.3% 1	0.1% 1	- -
⑨市設置の児童相談所	- -	- -	- -	- -	- -	15.8% 3	0.2% 3	0.1% 2
⑩障害福祉主管課	- -	0.5% 1	- -	0.9% 7	2.6% 5	- -	0.7% 13	- -
⑪その他	4.6% 3	2.5% 5	0.9% 5	2.8% 23	4.1% 8	15.8% 3	2.6% 47	6.1% 110
合計	100% 65	100% 199	100% 527	100% 808	100% 193	100% 19	100% 1,811	100% 1,827

2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する市区町村の相談担当職員は、全国で6,830名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①～⑧)が4,286名(62.8%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が841名(12.3%)となっている。

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	13.6%	12.8%	8.8%	2.2%	2.0%	11.8%	7.6%	7.2%
	82	131	142	49	8	107	519	423
②医師	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	-	0.1%	0.2%	0.2%
	3	1	5	2	-	1	12	12
③社会福祉士	9.9%	6.9%	3.0%	1.5%	0.7%	4.6%	3.8%	3.3%
	60	71	48	34	3	42	258	194
④精神保健福祉士	1.5%	1.5%	0.5%	0.4%	0.2%	1.1%	0.8%	0.6%
	9	15	8	9	1	10	52	34
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①～④の計)	25.5%	21.2%	12.5%	4.1%	2.9%	17.7%	12.3%	11.3%
	154	218	203	94	12	160	841	663
⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	12.1%	8.9%	6.4%	33.0%	40.8%	25.3%	20.7%	18.9%
	73	91	104	748	166	229	1411	1,110
⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	14.4%	19.3%	27.4%	3.0%	1.5%	11.2%	13.3%	13.5%
	87	198	444	69	6	101	905	795
⑦保育士 (①に該当する者を除く)	16.4%	14.9%	13.2%	7.2%	4.9%	8.4%	10.6%	10.8%
	99	153	213	163	20	76	724	636
⑧①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	9.6%	8.9%	6.9%	1.6%	2.7%	10.7%	5.9%	4.7%
	58	91	112	36	11	97	405	277
小計 (①～⑧の計)	77.9%	73.2%	66.5%	48.9%	52.8%	73.3%	62.8%	59.2%
	471	751	1076	1110	215	663	4286	3481
⑨①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.4%	16.9%	24.8%	49.5%	45.7%	18.9%	31.2%	-
	75	173	402	1123	186	171	2130	-
⑩その他	9.8%	9.9%	8.7%	1.5%	1.5%	7.8%	6.1%	-
	59	102	141	35	6	71	414	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	605	1,026	1,619	2,268	407	905	6,830	5,880

※「(参考)平成19年度」における「⑨①～⑧に記載の資格を有しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別主たる相談窓口の担当職員

都道府県名等	職員数	種別										参考 (平成19年度)
		①児童福祉 司と同様の 資格を有する者(②、③ 又は④に該当する者を 除く。)	②医師	③社会福 祉士	④精神保 健福祉士	⑤保健師・ 助産師・看 護師 (①に該当 する者を除 く)	⑥教員免 許を有する 者 (①に該当 する者を除 く)	⑦保育士 (①に該当 する者を除 く)	⑧①～⑦ に記載の 資格を有し ない 社会福祉 主事	⑨①～⑧ に記載の 資格を有し ない 一般事務 職員	⑩その他	
北海道	684	9	-	6	3	232	35	42	23	318	16	519
青森県	105	4	-	-	-	31	3	9	2	55	1	89
岩手県	76	2	-	1	1	5	16	13	2	35	1	68
宮城県	124	1	-	3	1	37	13	14	1	49	5	92
秋田県	79	5	-	2	-	10	12	11	4	27	8	63
山形県	87	-	-	-	-	7	13	12	13	38	4	81
福島県	177	6	-	1	-	54	19	2	25	59	11	137
茨城県	136	8	-	5	1	6	43	10	8	41	14	135
栃木県	113	5	-	-	-	26	24	8	3	41	6	97
群馬県	106	2	-	1	-	37	15	7	3	36	5	83
埼玉県	290	30	-	15	1	34	47	14	39	96	14	252
千葉県	211	12	1	11	1	28	59	17	8	64	10	187
東京都	503	62	3	53	11	58	59	103	31	64	59	414
神奈川県	151	13	-	9	-	30	11	23	10	34	21	103
新潟県	92	16	-	2	-	25	17	11	2	14	5	88
富山県	27	5	-	2	-	2	3	4	1	9	1	34
石川県	45	2	-	1	1	6	1	16	1	15	2	37
福井県	45	4	-	4	-	5	3	7	1	16	5	39
山梨県	93	2	-	1	-	30	6	12	8	32	2	75
長野県	227	11	-	3	2	58	38	26	10	64	15	206
岐阜県	110	15	-	3	3	6	11	23	7	37	5	105
静岡県	126	13	-	6	1	21	23	14	12	29	7	117
愛知県	194	8	-	7	1	24	35	34	7	67	11	174
三重県	121	27	-	2	-	17	16	14	3	38	4	85
滋賀県	92	11	-	7	-	16	10	9	11	25	3	84
京都府	59	3	-	1	-	17	9	8	1	11	9	50
大阪府	177	60	-	22	5	9	7	29	11	25	9	152
兵庫県	133	8	-	4	1	17	41	17	13	25	7	128
奈良県	94	8	-	1	-	24	16	9	3	32	1	101
和歌山県	68	-	-	4	-	24	3	6	1	24	6	63
鳥取県	55	1	-	1	-	12	5	7	5	21	3	51
島根県	73	6	-	3	1	16	6	7	2	30	2	43
岡山県	83	7	-	1	1	33	13	5	4	16	3	60
広島県	67	2	-	4	1	2	12	13	3	28	2	58
山口県	55	9	-	-	1	4	10	6	1	19	5	50
徳島県	68	3	-	1	1	22	11	4	2	22	2	69
香川県	39	1	-	2	-	15	4	1	1	12	3	46
愛媛県	66	-	2	3	-	14	9	16	2	19	1	56
高知県	74	4	2	1	-	25	8	6	1	17	10	72
福岡県	173	5	-	2	-	31	27	19	4	79	6	161
佐賀県	47	-	-	-	-	5	12	3	-	24	3	59
長崎県	77	5	-	4	-	11	15	3	4	28	7	65
熊本県	125	3	1	5	3	31	7	10	2	56	7	94
大分県	72	4	-	5	-	4	19	7	4	24	5	70
宮崎県	99	-	-	2	-	30	16	5	2	41	3	73
鹿児島県	123	5	2	-	-	17	12	6	3	70	8	114
沖縄県	84	5	-	5	1	14	10	6	4	33	6	76
札幌市	27	26	-	-	-	1	-	-	-	-	-	10
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	1	-	-	8	25
さいたま市	28	1	-	1	-	-	5	1	6	14	-	26
千葉市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	12
横浜市	241	6	-	11	-	120	24	19	12	20	29	132
川崎市	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57
新潟市	15	-	-	-	-	1	1	5	3	4	1	16
静岡市	12	-	-	-	-	-	5	1	5	-	1	11
名古屋市	14	12	-	-	-	-	-	-	2	-	-	105
浜松市	25	15	-	-	-	1	3	1	-	3	2	20
京都市	85	-	-	9	1	-	16	7	43	-	9	42
大阪市	109	6	-	7	-	4	19	24	8	37	4	122
堺市	21	5	-	5	1	-	4	1	5	-	-	21
神戸市	164	5	-	-	7	65	-	1	7	78	1	90
広島市	21	-	-	-	-	3	6	3	5	3	1	22
北九州市	36	-	-	2	-	-	9	10	1	7	7	36
福岡市	20	8	-	1	1	1	4	1	-	-	4	38
横須賀市	32	-	-	-	-	32	-	-	-	-	-	10
金沢市	30	12	1	5	-	1	2	1	-	4	4	10
合計	6,830	519	12	258	52	1,411	905	724	405	2,130	414	5,880
割合	100.0%	7.6%	0.2%	3.8%	0.8%	20.7%	13.3%	10.6%	5.9%	31.2%	6.1%	100.0%

(参考 平成19年度)

合計	5,880	423	12	194	34	1,110	795	636	277	1,804	595
割合	100.0%	7.2%	0.2%	3.3%	0.6%	18.9%	13.5%	10.8%	4.7%	30.7%	10.1%

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別職員の正規・非正規、専任・兼任数

主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,728名（69.2%）、また専任職員は2,694名（39.4%）配置されている。

（単位：人、%）

都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	正規職員	正規職員以外	正規割合	正規以外割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	617	67	90.2%	9.8%	137	547	20.0%	80.0%
青森県	95	10	90.5%	9.5%	17	88	16.2%	83.8%
岩手県	51	25	67.1%	32.9%	24	52	31.6%	68.4%
宮城県	94	30	75.8%	24.2%	44	80	35.5%	64.5%
秋田県	46	33	58.2%	41.8%	31	48	39.2%	60.8%
山形県	66	21	75.9%	24.1%	23	64	26.4%	73.6%
福島県	147	30	83.1%	16.9%	38	139	21.5%	78.5%
茨城県	72	64	52.9%	47.1%	68	68	50.0%	50.0%
栃木県	77	36	68.1%	31.9%	30	83	26.5%	73.5%
群馬県	85	21	80.2%	19.8%	35	71	33.0%	67.0%
埼玉県	213	77	73.4%	26.6%	117	173	40.3%	59.7%
千葉県	122	89	57.8%	42.2%	122	89	57.8%	42.2%
東京都	288	215	57.3%	42.7%	443	60	88.1%	11.9%
神奈川県	88	63	58.3%	41.7%	92	59	60.9%	39.1%
新潟県	57	35	62.0%	38.0%	38	54	41.3%	58.7%
富山県	16	11	59.3%	40.7%	8	19	29.6%	70.4%
石川県	35	10	77.8%	22.2%	11	34	24.4%	75.6%
福井県	29	16	64.4%	35.6%	15	30	33.3%	66.7%
山梨県	68	25	73.1%	26.9%	35	58	37.6%	62.4%
長野県	156	71	68.7%	31.3%	90	137	39.6%	60.4%
岐阜県	70	40	63.6%	36.4%	28	82	25.5%	74.5%
静岡県	84	42	66.7%	33.3%	57	69	45.2%	54.8%
愛知県	123	71	63.4%	36.6%	95	99	49.0%	51.0%
三重県	86	35	71.1%	28.9%	56	65	46.3%	53.7%
滋賀県	57	35	62.0%	38.0%	47	45	51.1%	48.9%
京都府	29	30	49.2%	50.8%	30	29	50.8%	49.2%
大阪府	115	62	65.0%	35.0%	95	82	53.7%	46.3%
兵庫県	56	77	42.1%	57.9%	85	48	63.9%	36.1%
奈良県	77	17	81.9%	18.1%	14	80	14.9%	85.1%
和歌山県	57	11	83.8%	16.2%	17	51	25.0%	75.0%
鳥取県	44	11	80.0%	20.0%	23	32	41.8%	58.2%
島根県	63	10	86.3%	13.7%	10	63	13.7%	86.3%
岡山県	58	25	69.9%	30.1%	27	56	32.5%	67.5%
広島県	41	26	61.2%	38.8%	26	41	38.8%	61.2%
山口県	36	19	65.5%	34.5%	18	37	32.7%	67.3%
徳島県	49	19	72.1%	27.9%	22	46	32.4%	67.6%
香川県	28	11	71.8%	28.2%	7	32	17.9%	82.1%
愛媛県	46	20	69.7%	30.3%	33	33	50.0%	50.0%
高知県	50	24	67.6%	32.4%	27	47	36.5%	63.5%
福岡県	122	51	70.5%	29.5%	50	123	28.9%	71.1%
佐賀県	30	17	63.8%	36.2%	18	29	38.3%	61.7%
長崎県	50	27	64.9%	35.1%	37	40	48.1%	51.9%
熊本県	97	28	77.6%	22.4%	35	90	28.0%	72.0%
大分県	44	28	61.1%	38.9%	32	40	44.4%	55.6%
宮崎県	85	14	85.9%	14.1%	30	69	30.3%	69.7%
鹿児島県	92	31	74.8%	25.2%	32	91	26.0%	74.0%
沖縄県	49	35	58.3%	41.7%	30	54	35.7%	64.3%
札幌市	27	-	100.0%	-	27	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	-	16	-	100.0%
さいたま市	18	10	64.3%	35.7%	12	16	42.9%	57.1%
千葉市	-	1	-	100.0%	1	-	100.0%	-
横浜市	151	90	62.7%	37.3%	-	241	-	100.0%
川崎市	2	6	25.0%	75.0%	6	2	75.0%	25.0%
新潟市	9	6	60.0%	40.0%	3	12	20.0%	80.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	12	-	100.0%	-
浜松市	12	2	85.7%	14.3%	8	6	57.1%	42.9%
名古屋市	16	9	64.0%	36.0%	9	16	36.0%	64.0%
京都市	43	42	50.6%	49.4%	42	43	49.4%	50.6%
大阪市	61	48	56.0%	44.0%	65	44	59.6%	40.4%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	152	12	92.7%	7.3%	-	164	-	100.0%
広島市	9	12	42.9%	57.1%	12	9	57.1%	42.9%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	-	36	-	100.0%
福岡市	-	20	-	100.0%	20	-	100.0%	-
横須賀市	29	3	90.6%	9.4%	32	-	100.0%	-
金沢市	20	10	66.7%	33.3%	25	5	83.3%	16.7%
合計	4,728	2,102	69.2%	30.8%	2,694	4,136	39.4%	60.6%

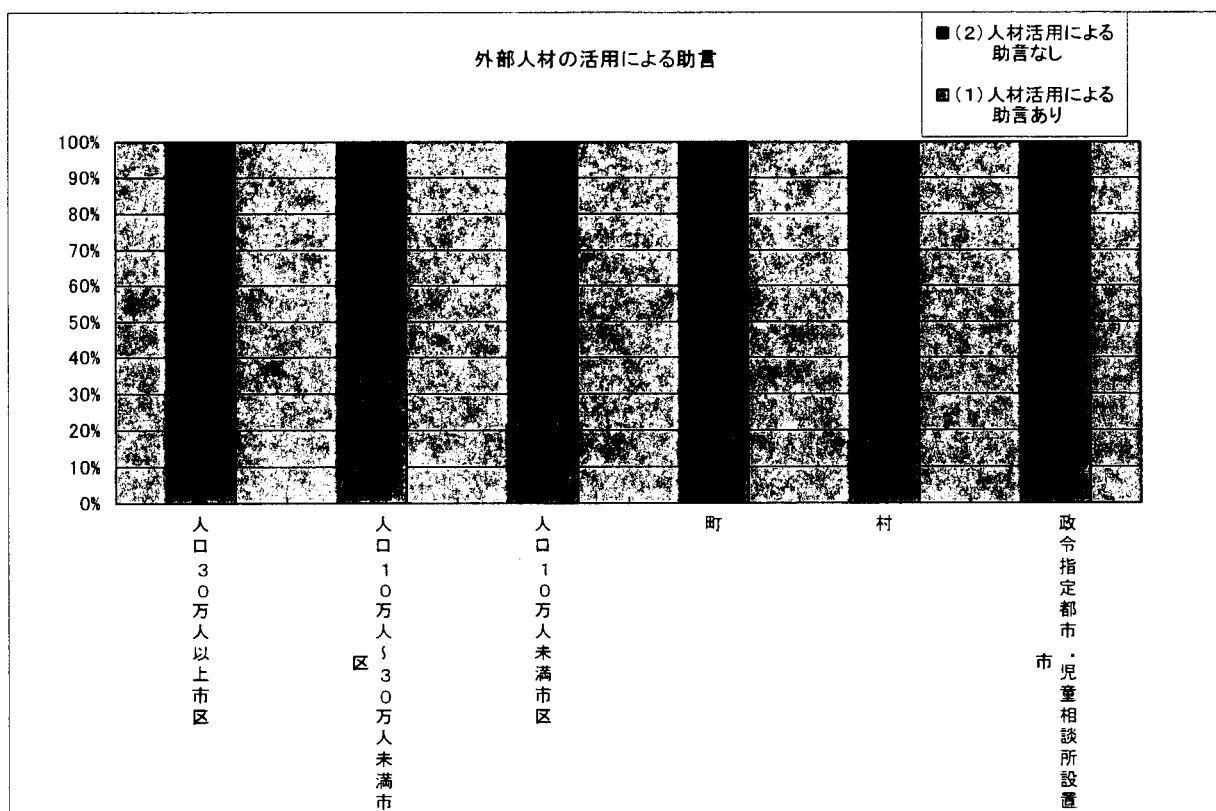
（参考）平成19年度	3,959	1,921	67.3%	32.7%	2,396	3,484	40.7%	59.3%
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が397か所（21.9%）となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
(1)人材活用による 助言あり	30.8%	34.2%	22.4%	18.3%	17.6%	47.4%	21.9%	18.2%
	20	68	118	148	34	9	397	332
(2)人材活用による 助言なし	69.2%	65.8%	77.6%	81.7%	82.4%	52.6%	78.1%	81.8%
	45	131	409	660	159	10	1,414	1495
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827



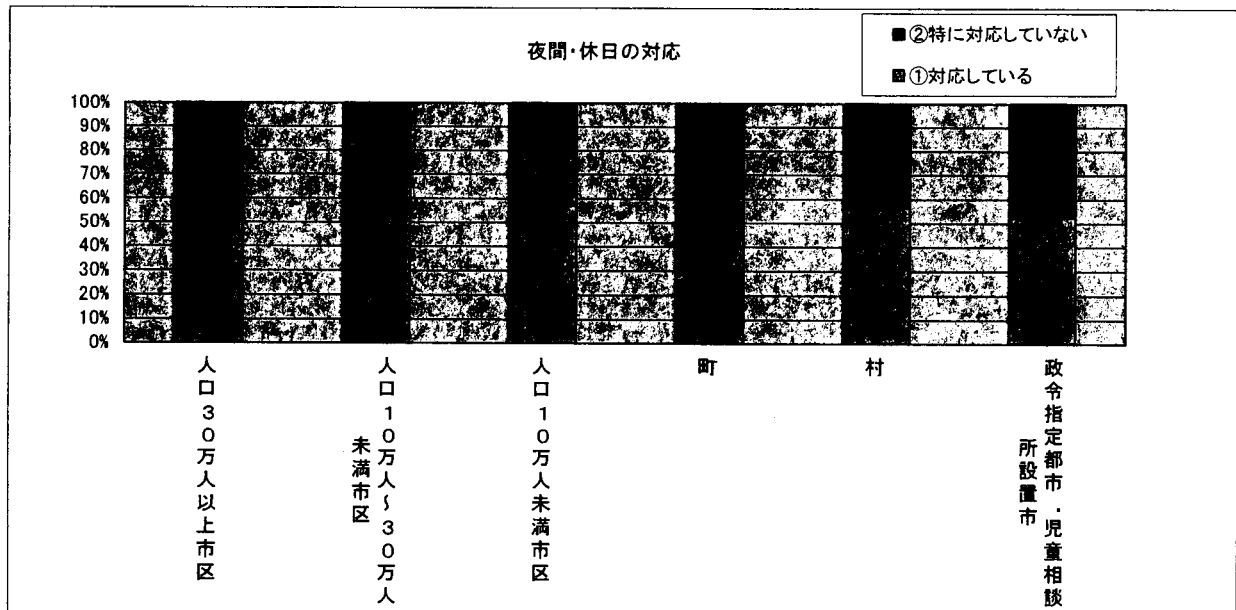
4. 夜間・休日の対応について

(1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,304か所(72.0%)となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①対応している	67.7%	83.4%	77.2%	70.0%	57.5%	52.6%	72.0%	72.9%
	44	166	407	566	111	10	1,304	1,332
②特に対応してい ない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

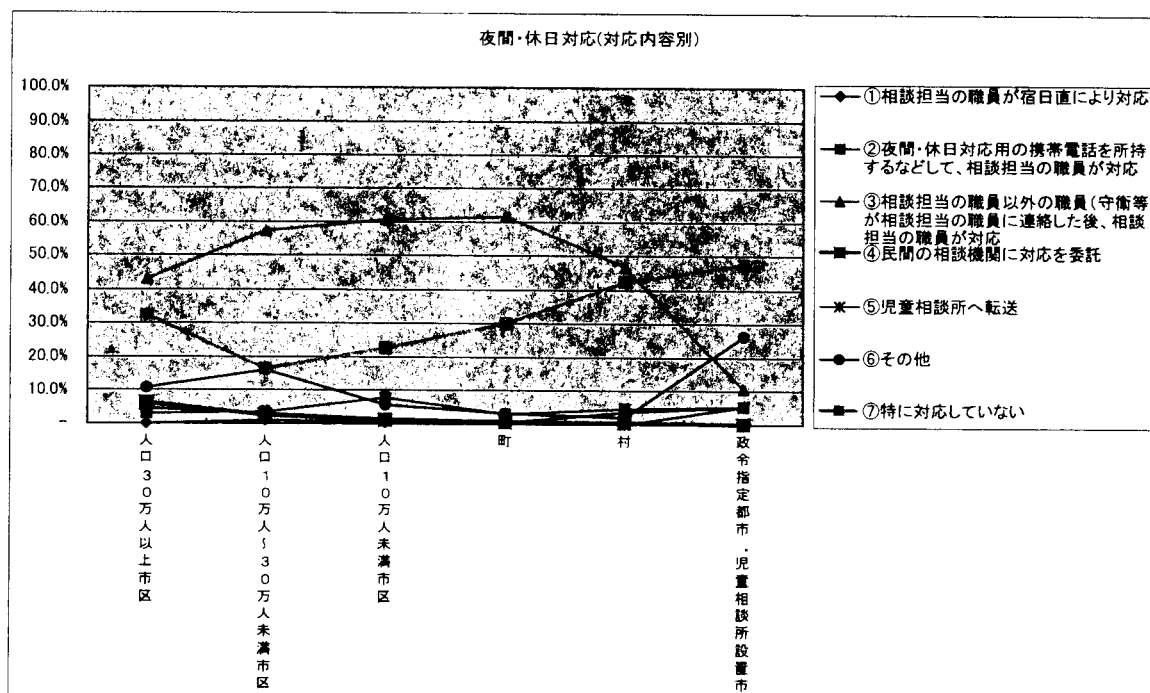


(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が58.1%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児童相談所設置市		
①相談担当の職員が宿日直により対応	—	1.0%	0.4%	0.5%	3.6%	5.3%	0.9%	2.1%
	—	2	2	4	7	1	16	38
②夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	3.1%	3.5%	7.8%	3.1%	4.7%	5.3%	4.7%	4.7%
	2	7	41	25	9	1	85	85
③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	43.1%	57.3%	60.7%	61.6%	46.6%	10.5%	58.1%	56.5%
	28	114	320	498	90	2	1,052	1,032
④民間の相談機関に対応を委託	6.2%	2.5%	1.1%	0.6%	0.5%	—	1.2%	0.8%
	4	5	6	5	1	0	21	14
⑤児童相談所へ転送	4.6%	3.0%	1.5%	1.0%	—	5.3%	1.4%	1.7%
	3	6	8	8	0	1	26	31
⑥その他	10.8%	16.1%	5.7%	3.2%	2.1%	26.3%	5.7%	7.2%
	7	32	30	26	4	5	104	132
⑦特に対応していない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

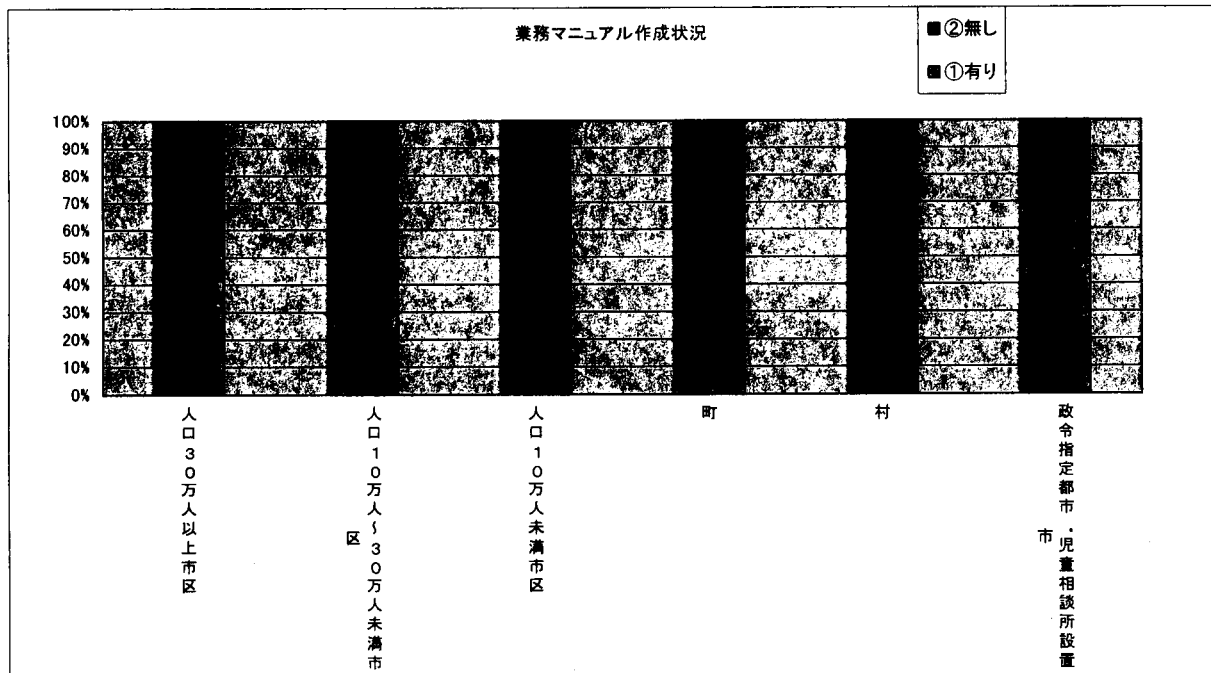


5. 業務マニュアル作成状況について

業務マニュアルの作成状況について、市区町村独自の業務マニュアル（虐待対応マニュアルを含む）を作成しているのは、市部の人口規模30万人以上の所では58.5%、10万人以上30万人未満では36.2%、10万人未満では22.8%、町では9.7%、村では8.8%、指定都市・児相設置市では84.2%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児相相談所設置市	
①有り	58.5%	36.2%	22.8%	9.7%	8.8%	84.2%	18.8%
	38	72	120	78	17	16	341
②無し	41.5%	63.8%	77.2%	90.3%	91.2%	15.8%	81.2%
	27	127	407	730	176	3	1,470
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811



6. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1, 572か所（86.8%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1, 722か所（95.1%）となっている。

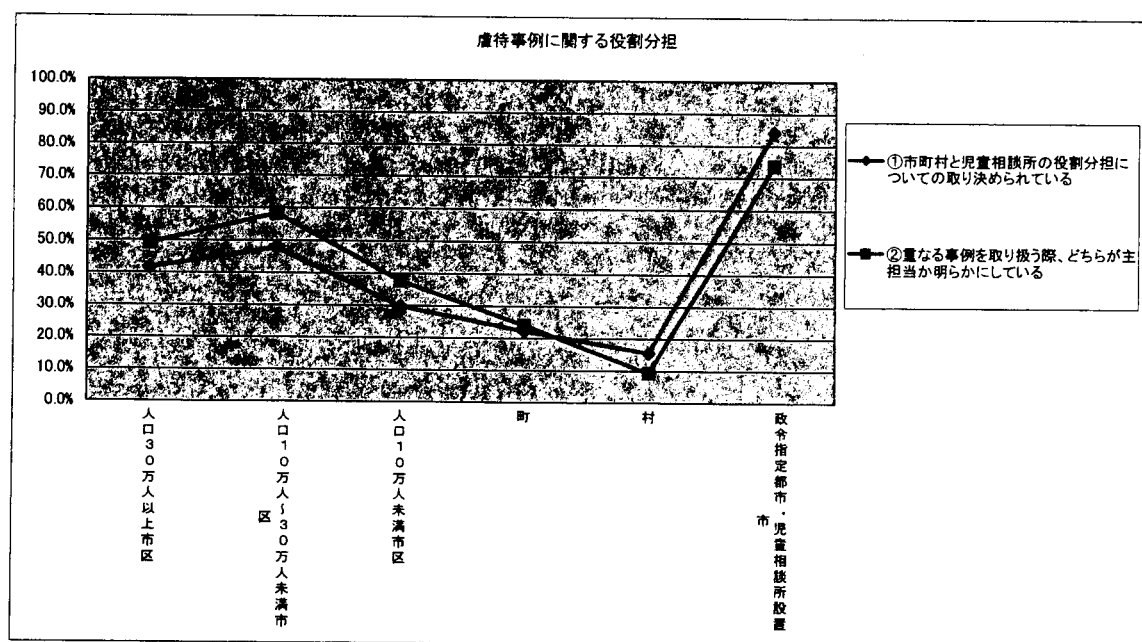
		規模区分						合計	参考 (平成19年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①児童相談所等の職員 による市区町村職員研 修の実施	比較的支援 を受けている	61.5%	75.9%	75.7%	69.8%	54.4%	78.9%	70.3%	70.8%
		40	151	399	564	105	15	1,274	1,294
	あまり支援を 受けていない	20.0%	16.1%	14.6%	16.7%	20.2%	10.5%	16.5%	13.0%
		13	32	77	135	39	2	298	237
	合計	81.5%	92.0%	90.3%	86.5%	74.6%	89.5%	86.8%	83.8%
		53	183	476	699	144	17	1,572	1,531
②児童相談所等の職員 による個々の事例に対 する支援に必要な情 報の提供や助言	比較的支援 を受けている	87.7%	88.9%	93.0%	82.4%	59.1%	94.7%	84.0%	84.2%
		57	177	490	666	114	18	1,522	1,539
	あまり支援を 受けていない	10.8%	10.6%	6.6%	12.1%	20.2%	-	11.0%	7.1%
		7	21	35	98	39	-	200	130
	合計	98.5%	99.5%	99.6%	94.6%	79.3%	94.7%	95.1%	91.4%
		64	198	525	764	153	18	1,722	1,669
③ケース検討会議、要保 護児童対策地域協議会 に児童相談所職員等が 参加	比較的支援 を受けている	98.5%	99.0%	94.9%	83.8%	59.6%	89.5%	86.7%	79.7%
		64	197	500	677	115	17	1,570	1,456
	あまり支援を 受けていない	1.5%	1.0%	3.6%	6.7%	10.4%	5.3%	5.4%	5.8%
		1	2	19	54	20	1	97	106
	合計	100.0%	100.0%	98.5%	90.5%	69.9%	94.7%	92.0%	85.5%
		65	199	519	731	135	18	1,667	1,562
④年間を通じて市区町村 に都道府県（又は児童 相談所）職員を派遣	比較的支援 を受けている	9.2%	5.5%	7.8%	7.4%	4.7%	21.1%	7.2%	7.1%
		6	11	41	60	9	4	131	129
	あまり支援を 受けていない	1.5%	3.0%	5.1%	9.0%	7.8%	5.3%	6.8%	6.5%
		1	6	27	73	15	1	123	118
	合計	10.8%	8.5%	12.9%	16.5%	12.4%	26.3%	14.0%	13.5%
		7	17	68	133	24	5	254	247
⑤定期的に市区町村に 都道府県職員（又は児 童相談所）を派遣して 市区町村を支援	比較的支援 を受けている	3.1%	9.5%	10.6%	5.4%	5.2%	21.1%	7.5%	7.2%
		2	19	56	44	10	4	135	131
	あまり支援を 受けていない	4.6%	5.5%	9.3%	13.2%	10.4%	10.5%	10.6%	9.5%
		3	11	49	107	20	2	192	173
	合計	7.7%	15.1%	19.9%	18.7%	15.5%	31.6%	18.1%	16.6%
		5	30	105	151	30	6	327	304
⑥児童相談所への市区 町村職員の受け入れ	比較的支援 を受けている	23.1%	9.0%	6.3%	4.0%	3.1%	10.5%	5.9%	4.6%
		15	18	33	32	6	2	106	84
	あまり支援を 受けていない	1.5%	3.0%	3.8%	6.3%	5.7%	10.5%	5.0%	5.1%
		1	6	20	51	11	2	91	93
	合計	24.6%	12.1%	10.1%	10.3%	8.8%	21.1%	10.9%	9.7%
		16	24	53	83	17	4	197	177
⑦国の指針とは別に、 都道府県独自の市区 町村向けの児童家庭 相談マニュアル等作 成	比較的支援 を受けている	61.5%	60.3%	46.7%	35.4%	19.7%	63.2%	41.0%	39.0%
		40	120	246	286	38	12	742	713
	あまり支援を 受けていない	9.2%	11.6%	9.3%	13.2%	13.5%	5.3%	11.7%	8.3%
		6	23	49	107	26	1	212	151
	合計	70.8%	71.9%	56.0%	48.6%	33.2%	68.4%	52.7%	47.3%
		46	143	295	393	64	13	954	864
⑧その他	比較的支援 を受けている	12.3%	12.6%	6.1%	5.7%	3.6%	5.3%	6.6%	-
		8	25	32	46	7	1	119	-
	あまり支援を 受けていない	6.2%	6.0%	4.9%	6.2%	9.8%	10.5%	6.2%	-
		4	12	26	50	19	2	113	-
	合計	18.5%	18.6%	11.0%	11.9%	13.5%	15.8%	12.8%	-
		12	37	58	96	26	3	232	-
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

7. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が、72.2%となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、51.1%の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

		規模区分					政令指定都市・児童相談所設置市	合計
		人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村		
①市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	15.4%	11.1%	5.1%	4.1%	3.1%	42.1%	5.9%
		10	22	27	33	6	8	106
	文書はないが一応決められている	26.2%	36.7%	24.7%	18.1%	12.4%	42.1%	22.0%
		17	73	130	146	24	8	398
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	58.5%	52.3%	70.2%	77.8%	84.5%	15.8%	72.2%
	38	104	370	629	163	3	1,307	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
②市区町村と児童相談所が重なる事例を取扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている (文章等でルールを明記)	10.8%	9.0%	6.3%	3.6%	1.6%	31.6%	5.3%
		7	18	33	29	3	6	96
	明らかにしている (ルールを明記したものは無い)	38.5%	49.2%	31.5%	20.4%	7.8%	42.1%	26.3%
		25	98	166	165	15	8	477
	明らかにしていない	7.7%	6.5%	11.4%	20.9%	33.7%	5.3%	17.3%
	5	13	60	169	65	1	313	
	個々の事例による	43.1%	35.2%	50.9%	55.1%	57.0%	21.1%	51.1%
		28	70	268	445	110	4	925
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811



(参考) 市町村児童家庭相談件数 (平成 19 年度社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例) より抜粋)

平成 19 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件 (対前年度比 1 万件増)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 50,120 件 (対前年度比約 4 千件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容 (助言指導・児童相談所等への送致等) を決定した相談対応件数は約 28 万件 (対前年度比約 9 千件増)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 51,618 件 (対前年度比約 4 千件増) となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他の相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他の相談 ③-④
北海道	8,607	1,372	7,235	8852	1410	7,442
青森県	4,201	96	4,105	4205	96	4,109
岩手県	1,357	464	893	1348	458	890
宮城県	2,417	685	1,732	2745	825	1,920
秋田県	3,009	304	2,705	3008	303	2,705
山形県	1,991	118	1,873	1999	119	1,880
福島県	2,662	471	2,191	2693	455	2,238
茨城県	3,867	906	2,961	4062	978	3,084
栃木県	2,068	532	1,536	2103	559	1,544
群馬県	2,269	451	1,818	2280	446	1,834
埼玉県	9,075	1,558	7,517	9112	1571	7,541
千葉県	6,027	1,654	4,373	6164	1690	4,474
東京都	31,304	4,895	26,409	31615	4962	26,653
神奈川県	5,333	1,779	3,554	5746	1902	3,844
新潟県	4,172	623	3,549	4221	632	3,589
富山県	1,735	299	1,436	1763	322	1,441
石川県	1,253	298	955	1281	298	983
福井県	1,129	226	903	1140	244	896
山梨県	1,666	289	1,377	1770	315	1,455
長野県	6,588	828	5,760	6857	869	5,988
岐阜県	4,272	444	3,828	4534	488	4,046
静岡県	3,956	1,022	2,934	3859	1037	2,822
愛知県	6,286	1,853	4,433	6380	1867	4,513
三重県	4,317	801	3,516	4334	802	3,532
滋賀県	4,481	1,928	2,553	4487	1934	2,553
京都府	2,107	637	1,470	2107	637	1,470
大阪府	14,701	5,738	8,963	14773	5745	9,028
兵庫県	23,225	2,582	20,643	23222	2582	20,640
奈良県	6,161	716	5,445	6161	716	5,445
和歌山県	1,195	343	852	1428	369	1,059
鳥取県	660	146	514	669	148	521
島根県	1,168	281	887	1168	281	887
岡山県	1,932	1,001	931	1895	971	924
広島県	2,457	725	1,732	2645	896	1,749
山口県	1,551	535	1,016	1585	519	1,066
徳島県	999	225	774	1100	242	858
香川県	1,318	447	871	1390	487	903
愛媛県	855	205	650	857	205	652
高知県	1,727	350	1,377	1740	350	1,390
福岡県	7,277	1,283	5,994	8202	1344	6,858
佐賀県	1,593	219	1,374	1730	223	1,507
長崎県	2,245	380	1,865	2184	376	1,808
熊本県	3,477	627	2,850	3490	627	2,863
大分県	5,129	736	4,393	5245	743	4,502
宮崎県	1,467	409	1,058	1459	409	1,050
鹿児島県	2,712	438	2,274	2626	350	2,276
沖縄県	2,001	591	1,410	2265	651	1,614
指定都市(別掲)						
札幌市	813	102	711	813	102	711
仙台市	717	253	464	717	253	464
さいたま市	497	199	298	619	230	389
千葉市	1,458	587	871	1458	586	872
横浜市	23,074	316	22,758	23426	431	22,995
川崎市	4,624	537	4,087	5054	558	4,496
新潟市	405	195	210	405	195	210
静岡市	1,397	207	1,190	1397	207	1,190
浜松市	1,379	197	1,182	1442	229	1,213
名古屋市	968	539	429	1568	551	1,017
京都市	1,686	683	1,003	2146	840	1,306
大阪市	4,387	1,089	3,298	4754	1179	3,575
堺市	2,992	1,103	1,889	2992	1103	1,889
神戸市	9,284	137	9,147	9284	137	9,147
広島市	874	127	747	870	125	745
北九州市	4,061	790	3,271	4190	791	3,399
福岡市	1,990	480	1,510	1994	480	1,514
中核市(別掲)						
横須賀市	1,242	69	1,173	2264	168	2,096
金沢市	-	-	-	-	-	-
合計	271,847	50,120	221,727	279,892	51,618	228,274
平成18年度	261,142	45,901	215,241	270,653	47,933	222,720
対前年度増減	10,705	4,219	6,486	9,239	3,685	5,554

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況（表1、参考1）

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市区町村は、全国1,811市区町村のうち1,532か所（84.6%）であり、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市区町村は、173か所（9.6%）となっている。

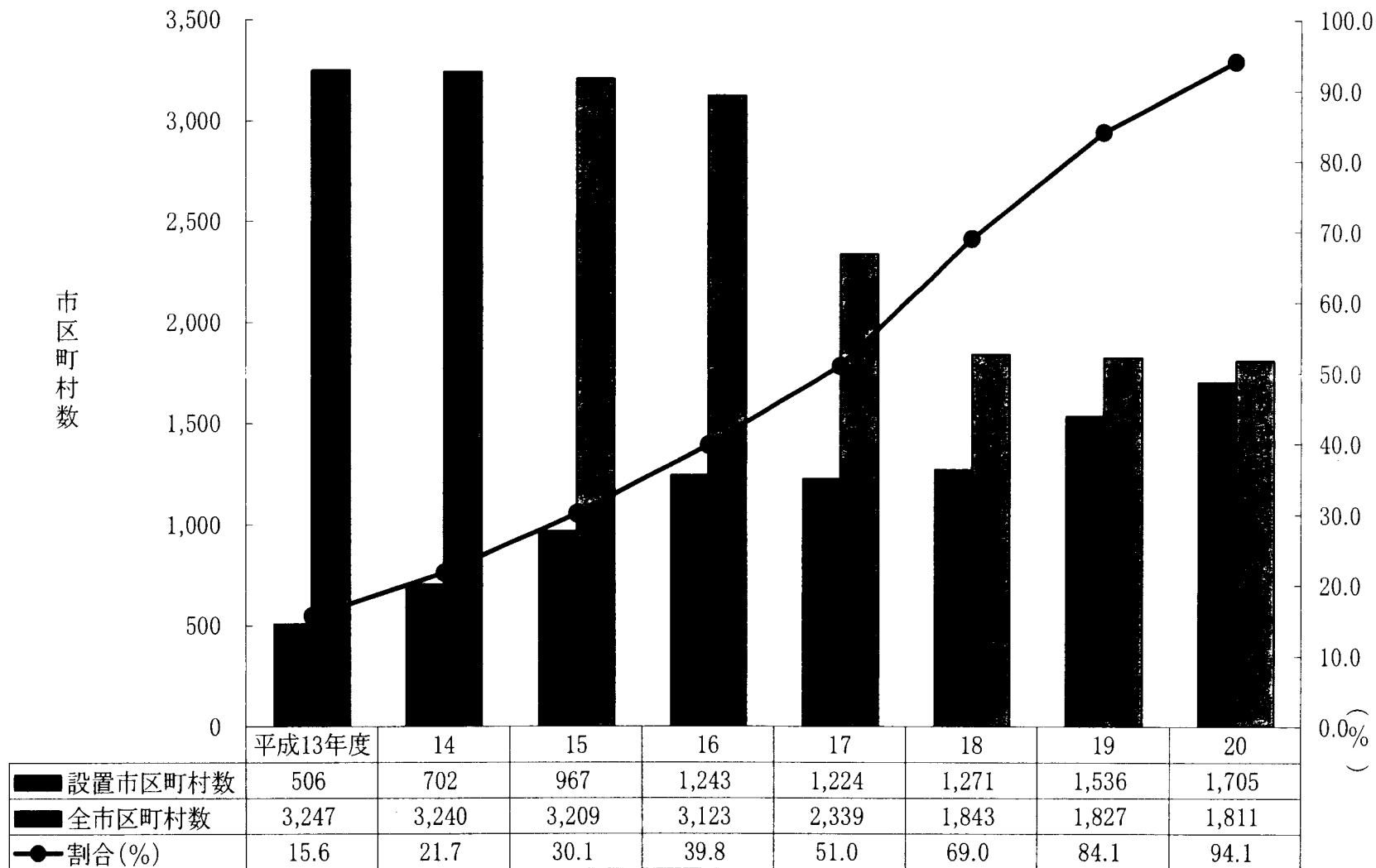
地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,705か所（94.1%）となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況

（平成20年4月1日現在）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
市区町村数	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827
地域協議会	数	59	187	478	656	137	1,532	1,193
	%	90.8%	94.0%	90.7%	81.2%	71.0%	78.9%	84.6%
ネットワーク	数	6	12	44	95	12	173	343
	%	9.2%	6.0%	8.3%	11.8%	6.2%	21.1%	9.6%
合計	数	65	199	522	751	149	1,705	1,536
	%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。
 平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成20年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,765か所(97.5%)、平成21年度末には1,791か所(98.9%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成20年4月1日現在)

			都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計
			市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村		
市区町村数			65	199	527	808	193	19	1,811
平成20年4月1日 時点の設置数	地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532
	ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173
	小計	数	65	199	522	751	149	19	1,705
		%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%
平成20年度末見込み	地域協議会	数	64	194	512	736	162	19	1,687
	ネットワーク	数	1	5	15	52	5	0	78
	小計	数	65	199	527	788	167	19	1,765
		%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	86.5%	100.0%	97.5%
平成21年度末見込み	地域協議会	数	65	196	523	771	176	19	1,750
	ネットワーク	数	0	3	4	31	3	0	41
	小計	数	65	199	527	802	179	19	1,791
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	92.7%	100.0%	98.9%
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	6	14	0	20
		%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	7.3%	0.0%	1.1%
合計		数	65	199	527	808	193	19	1,811
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で74.4%、最高で100.0%となっている。

全体では、60~80%未満が4県(8.5%)、80%~100%未満が17都道府県(36.2%)、100%が26府県(55.3%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

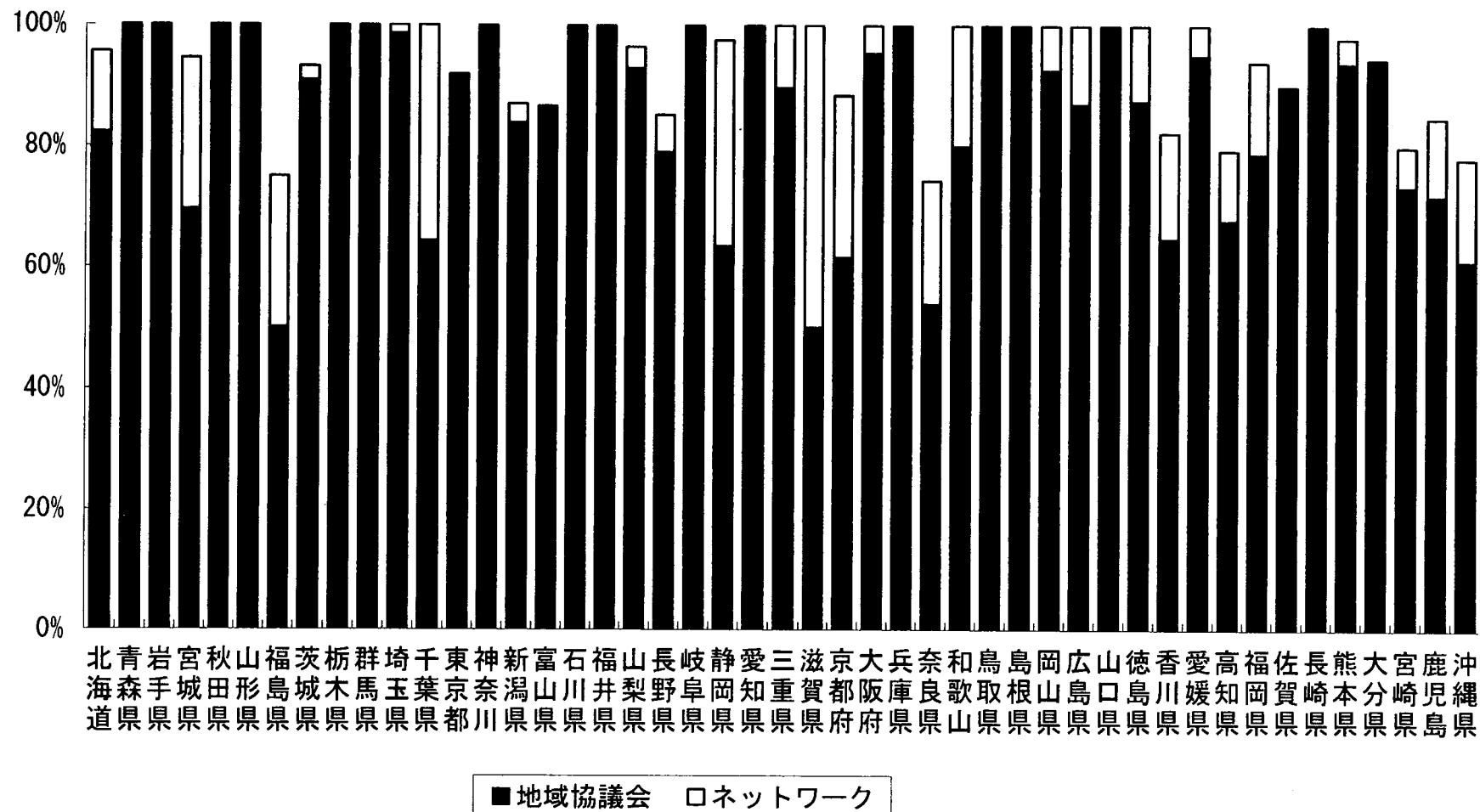
(平成20年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体			地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%		数	%	数	%	数	%
北海道	148	82.2%	24	13.3%	172	95.6%	滋賀県	13	50.0%	13	50.0%	26	100.0%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%	京都府	16	61.5%	7	26.9%	23	88.5%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	大阪府	41	95.3%	2	4.7%	43	100.0%
宮城県	25	69.4%	9	25.0%	34	94.4%	兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%	奈良県	21	53.8%	8	20.5%	29	74.4%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	和歌山県	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
福島県	30	50.0%	15	25.0%	45	75.0%	鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
茨城県	40	90.9%	1	2.3%	41	93.2%	島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
栃木県	31	100.0%	-	-	31	100.0%	岡山県	25	92.6%	2	7.4%	27	100.0%
群馬県	38	100.0%	-	-	38	100.0%	広島県	20	87.0%	3	13.0%	23	100.0%
埼玉県	69	98.6%	1	1.4%	70	100.0%	山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
千葉県	36	64.3%	20	35.7%	56	100.0%	徳島県	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%
東京都	57	91.9%	-	-	57	91.9%	香川県	11	64.7%	3	17.6%	14	82.4%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%	愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
新潟県	26	83.9%	1	3.2%	27	87.1%	高知県	23	67.6%	4	11.8%	27	79.4%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%	福岡県	52	78.8%	10	15.2%	62	93.9%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%	佐賀県	18	90.0%	-	-	18	90.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%	長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山梨県	26	92.9%	1	3.6%	27	96.4%	熊本県	45	93.8%	2	4.2%	47	97.9%
長野県	64	79.0%	5	6.2%	69	85.2%	大分県	17	94.4%	-	-	17	94.4%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%	宮崎県	22	73.3%	2	6.7%	24	80.0%
静岡県	26	63.4%	14	34.1%	40	97.6%	鹿児島県	33	71.7%	6	13.0%	39	84.8%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%	沖縄県	25	61.0%	7	17.1%	32	78.0%
三重県	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%	全国	1,532	84.6%	173	9.6%	1,705	94.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)	(参考) 平成19年4月
100%	26 (55.3%)	13 (27.6%)
80%~99%	17 (36.2%)	18 (38.3%)
60%~79%	4 (8.5%)	14 (29.8%)
40%~59%	0 (0.0%)	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比)

(平成20年4月1日現在)



2. 要保護児童対策調整機関

(1) 要保護児童対策調整機関の指定 (表3)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が886か所(57.8%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が383か所(25.0%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が100か所(6.5%)となっている。

表3 要保護児童対策調整機関の指定 (平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	
児童福祉主管課	数	47	149	319	322	44	5	886
	%	79.7%	79.7%	66.7%	49.1%	32.1%	33.3%	57.8%
母子保健主管課	数	1	-	5	16	1	-	23
	%	1.7%	-	1.0%	2.4%	0.7%	-	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	3	10	34	262	71	3	383
	%	5.1%	5.3%	7.1%	39.9%	51.8%	20.0%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	5	17	77	-	-	1	100
	%	8.5%	9.1%	16.1%	-	-	6.7%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	-	2	19	1	2	-	24
	%	-	1.1%	4.0%	0.2%	1.5%	-	1.6%
保健センター	数	-	1	2	7	3	-	13
	%	-	0.5%	0.4%	1.1%	2.2%	-	0.8%
教育委員会	数	-	1	11	17	5	-	34
	%	-	0.5%	2.3%	2.6%	3.6%	-	2.2%
市設置の保健所	数	-	1	1	-	-	-	2
	%	-	0.5%	0.2%	-	-	-	0.1%
児童相談所	数	-	-	1	6	1	3	11
	%	-	-	0.2%	0.9%	0.7%	20.0%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	7	1	-	9
	%	-	-	0.2%	1.1%	0.7%	-	0.6%
その他	数	3	6	8	18	9	3	47
	%	5.1%	3.2%	1.7%	2.7%	6.6%	20.0%	3.1%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員 (表4)

調整機関の担当職員は、全国で4,534名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①~⑧)は2,313名(51.0%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)は559名(12.3%)となっている。

表4 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成20年4月1日現在)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考)平成19年4月
	市・区(30万以上)	市・区(10万~30万未満)	市・区(10万未満)	町	村				
地域協議会設置数(平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
①児童福祉司と同様の資格を有する者(児童福祉司たる資格を有する者)(②、③又は④に該当する者を除く。)	数	60	95	110	47	5	42	359	224
	%	20.5%	12.7%	8.2%	3.1%	1.8%	11.2%	7.9%	7.4%
②医師	数	-	-	-	-	1	-	1	1
	%	-	-	-	-	0.4%	-	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	32	53	31	25	5	12	158	88
	%	10.9%	7.1%	2.3%	1.7%	1.8%	3.2%	3.5%	2.9%
④精神保健福祉士	数	2	11	8	11	1	8	41	20
	%	0.7%	1.5%	0.6%	0.7%	0.4%	2.1%	0.9%	0.7%
小計(児童福祉司と同様の資格を有する者①~④の計)	数	94	159	149	83	12	62	559	333
	%	32.1%	21.3%	11.2%	5.5%	4.4%	16.5%	12.3%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く。)	数	38	71	95	266	69	78	617	388
	%	13.0%	9.5%	7.1%	17.6%	25.1%	20.8%	13.6%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く。)	数	32	110	230	42	9	20	443	338
	%	10.9%	14.7%	17.2%	2.8%	3.3%	5.3%	9.8%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除く。)	数	35	91	140	96	18	28	408	281
	%	11.9%	12.2%	10.5%	6.4%	6.5%	7.5%	9.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	数	18	82	129	19	4	34	286	183
	%	6.1%	11.0%	9.7%	1.3%	1.5%	9.1%	6.3%	6.0%
小計(①~⑧の計)	数	217	513	743	506	112	222	2,313	1,523
	%	74.1%	68.7%	55.7%	33.5%	40.7%	59.2%	51.0%	50.0%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職員	数	63	179	502	976	163	138	2,021	-
	%	21.5%	24.0%	37.6%	64.6%	59.3%	36.8%	44.6%	-
⑩その他	数	13	55	89	28	-	15	200	-
	%	4.4%	7.4%	6.7%	1.9%	-	4.0%	4.4%	-
合計	数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「(参考)平成19年度」における「⑨①~⑧に該当しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

(3) 担当職員の詳細 (表5)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,630人(80.1%)、正規職員以外が904人(19.9%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が1,700人(37.5%)、他の業務と兼任が2,834人(62.5%)となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成20年4月1日現在)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
		市・区(30万以上)	市・区(10万~30万未満)	市・区(10万未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
担当職員数		数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・正規職員 以外の状況	正規職員	数	217	497	905	1,448	259	304	3,630	2,392
		%	74.1%	66.5%	67.8%	95.9%	94.2%	81.1%	80.1%	78.5%
	正規職員 以外	数	76	250	429	62	16	71	904	655
		%	25.9%	33.5%	32.2%	4.1%	5.8%	18.9%	19.9%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	199	447	541	214	18	281	1,700	937
		%	67.9%	59.8%	40.6%	14.2%	6.5%	74.9%	37.5%	30.8%
	兼任	数	94	300	793	1,296	257	94	2,834	2,110
		%	32.1%	40.2%	59.4%	85.8%	93.5%	25.1%	62.5%	69.2%

3. 設置形態・活動内容等

(1) 地域協議会の構造 (表6)

地域協議会の構造は、「3層構造」が992か所(64.8%)、「2層構造」が487か所(31.8%)となっている。

表6 協議会の構造

(平成20年4月1日現在)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	45	164	346	369	55	13	992	827
	%	76.3%	87.7%	72.4%	56.3%	40.1%	86.7%	64.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	6	17	116	268	80	-	487	335
	%	10.2%	9.1%	24.3%	40.9%	58.4%	-	31.8%	28.1%
その他	数	8	6	16	19	2	2	53	31
	%	13.6%	3.2%	3.3%	2.9%	1.5%	13.3%	3.5%	2.6%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の活動内容 (表7)

代表者会議の設置は1,131か所、実務者会議の設置が920か所、個別ケース検討会議の設置が1,224か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.24回、実務者会議が5.99回、個別ケース検討会議が20.56回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.36回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成19年度実績)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月		
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村						
代表者会議	平成19年度設置数 (a)		52	172	401	418	73	15	1,131	1,070	
	開催実績数 (b)		回	93	227	483	458	78	64	1,403	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)		回	1.79	1.32	1.20	1.10	1.07	4.27	1.24	1.03
実務者会議	平成19年度設置数 (d)		52	160	323	322	51	12	920	886	
	開催実績数 (e)		回	666	1,175	1,658	1,162	121	727	5,509	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)		回	12.81	7.34	5.13	3.61	2.37	60.58	5.99	3.70
個別ケース検討会議	平成19年度個別ケース 検討会議設置数 (g)		56	179	439	479	58	13	1,224	1,033	
	個別ケース検討会議の開催数(h)		回	3,481	6,787	7,699	3,268	278	3,648	25,161	16,959
	平成19年度ケース実件数 (i)		人	3,364	6,734	9,410	3,826	285	4,762	28,381	24,053
	平成19年度延べケース数 (j)		人	10,276	13,751	26,650	7,898	485	7,826	66,886	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)		回	62.16	37.92	17.54	6.82	4.79	280.62	20.56	16.42
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)		回	3.05	2.04	2.83	2.06	1.70	1.64	2.36	2.80	

(3) 実務者会議の形態 (表8)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が827か所(54.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が385か所(25.1%)、「地域別に分けて協議する」が121か所(7.9%)となっている。

表8 協議会の実務者会議の形態(複数回答)

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
全ての相談種別を実務者会議として協議する	数	30	111	245	362	76	3	827	714
	%	50.8%	59.4%	51.3%	55.2%	55.5%	20.0%	54.0%	59.8%
地域別に分けて協議する	数	14	12	32	41	10	12	121	87
	%	23.7%	6.4%	6.7%	6.3%	7.3%	80.0%	7.9%	7.3%
相談内容別に分けて開催する	数	9	25	96	202	49	4	385	330
	%	15.3%	13.4%	20.1%	30.8%	35.8%	26.7%	25.1%	27.7%
その他	数	11	46	114	82	16	-	269	102
	%	18.6%	24.6%	23.8%	12.5%	11.7%	-	17.6%	8.5%

4. ケースの進行管理の状況

(1) ケースの登録数 (表9-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で85,525件であり、そのうち、児童虐待ケース登録数が46,604件(54.5%)、児童虐待以外のケース登録数が38,921件(45.5%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が30.4件、児童虐待以外のケース登録数が25.4件となっている。

表9-1 ケースの登録数

(平成20年6月末日時点)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
		市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
児童虐待ケース	児童虐待ケース登録数	数 8,833	13,232	10,624	3,609	200	10,106	46,604	33,692
		% 68.3%	45.2%	47.6%	57.4%	44.3%	70.8%	54.5%	55.8%
	1地域協議会あたりの児童虐待ケース登録数	数 149.7	70.8	22.2	5.5	1.5	673.7	30.4	28.2
その他の要保護ケース	児童虐待以外のケース登録数	数 4,091	16,023	11,697	2,681	251	4,178	38,921	26,727
		% 31.7%	54.8%	52.4%	42.6%	55.7%	29.2%	45.5%	44.2%
	1地域協議会あたりの児童虐待以外のケース登録数	数 69.3	85.7	24.5	4.1	1.8	278.5	25.4	22.4
合計		数 12,924	29,255	22,321	6,290	451	14,284	85,525	60,419
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表9-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,029か所(67.2%)で作成されている。

表9-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
作成している	数	54	160	361	385	56	13	1,029	755
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%	63.3%
作成していない	数	5	27	117	271	81	2	503	409
	%	8.5%	14.4%	24.5%	41.3%	59.1%	13.3%	32.8%	34.3%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	-
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの見直しの頻度 (表9-3)

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が274か所(17.9%)、「4～6か月以内に1回」が138か所(9.0%)、「6か月以上に1回」が40か所(2.6%)となっている。

また、「必要に応じて随時」が528か所(34.5%)となっている。

表9-3 ケースの見直しの頻度

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
うちケース進行管理台帳作成している協議会数	54	160	361	385	56	13	1,029	-
①3か月以内に1回	数	21	69	110	58	9	274	472
	%	35.6%	36.9%	23.0%	8.8%	6.6%	46.7%	17.9%
②4～6か月以内に1回	数	12	29	44	49	3	138	224
	%	20.3%	15.5%	9.2%	7.5%	2.2%	6.7%	9.0%
③6か月以上に1回	数	1	2	22	14	1	40	-
	%	1.7%	1.1%	4.6%	2.1%	0.7%	-	2.6%
小計	数	34	100	176	121	13	452	696
	%	57.6%	53.5%	36.8%	18.4%	9.5%	53.3%	29.5%
④必要に応じて随時	数	15	53	172	247	37	528	-
	%	25.4%	28.3%	36.0%	37.7%	27.0%	26.7%	34.5%
⑤その他	数	5	7	13	17	6	49	-
	%	8.5%	3.7%	2.7%	2.6%	4.4%	6.7%	3.2%
合計	数	54	160	361	385	56	1,029	-
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%

5. 関係機関等の状況

表10 関係機関等の状況

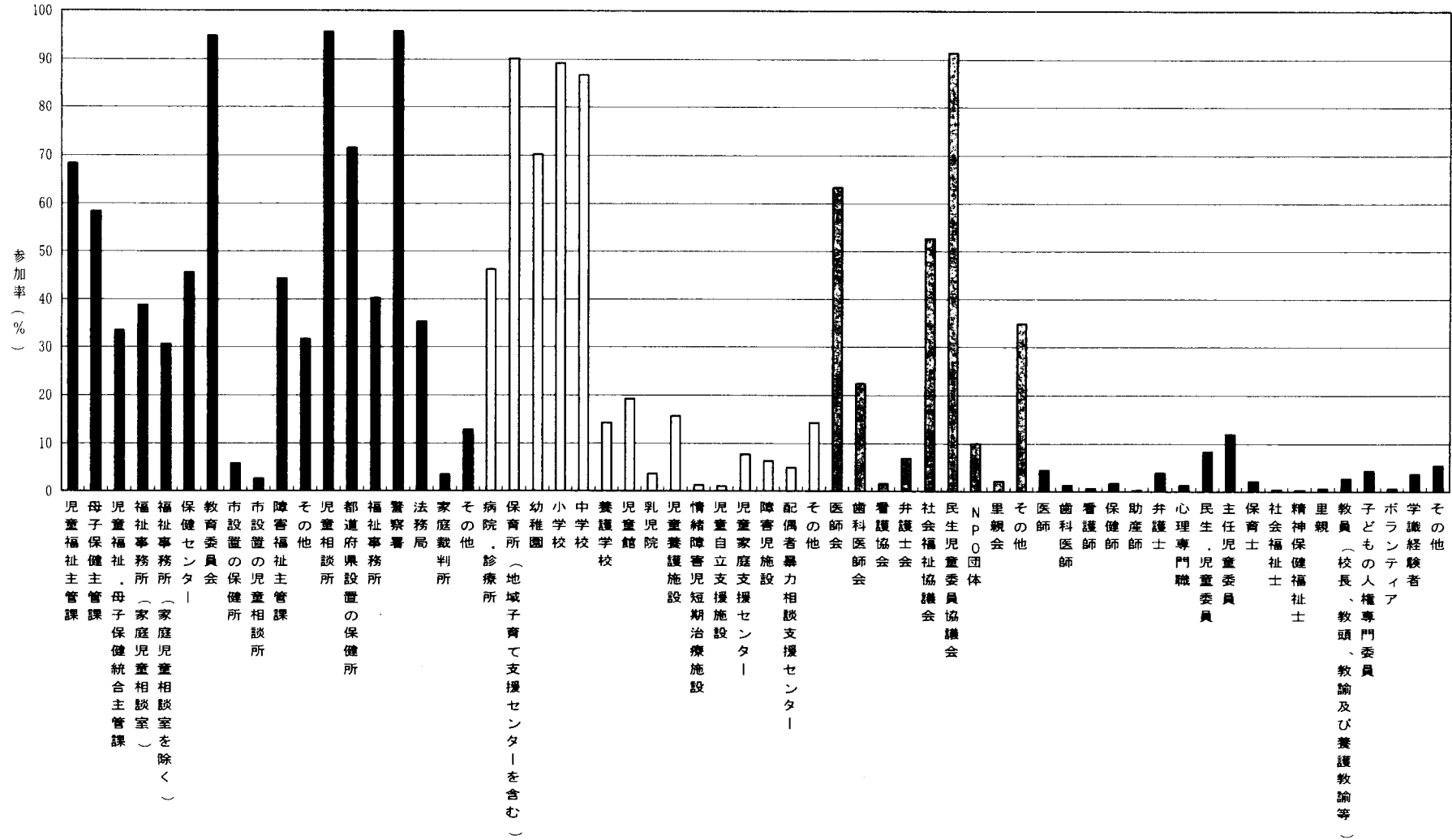
地域協議会への関係機関等の参加割合をみると、警察署、児童相談所、教育委員会、民生・児童委員協議会、保育所の参加率が高かった。

(表10、参考4)

施設名	都道府県					合計	
	都道府県						
	市区(30万以上)	市区(10万~30万未満)	町	村	合計		
地域協議会設置数(平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	1,532	100.0%
児童福祉主管課	52	173	395	359	54	1,045	68.2%
母子保護主管課	47	148	348	303	40	894	58.4%
児童福祉・母子保護統合主管課	10	23	69	318	87	512	33.4%
福祉事務所(家庭児童相談室)	32	125	342	69	15	594	38.8%
福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	50	117	230	49	14	469	30.6%
保護センター	38	117	248	248	38	898	45.6%
教育委員会	58	182	458	616	122	1,451	94.7%
市設置の保護所	37	17	6	12	4	87	5.7%
市設置の児童相談所	1	1	6	12	4	39	2.5%
障害福祉主管課	37	120	208	265	44	679	44.3%
その他	42	107	167	130	28	484	31.5%
児童相談所	59	186	469	618	129	1,465	95.6%
都道府県設置の保護所	13	156	407	447	72	1,095	71.5%
福祉事務所	4	29	103	398	81	616	40.2%
警察署	59	186	465	622	120	1,467	95.8%
法務局	34	101	209	165	17	539	35.2%
家庭裁判所	8	17	13	3	2	52	3.4%
その他	15	32	64	63	17	195	12.7%
病院・診療所	33	85	199	297	86	708	46.2%
保育所(地域子育て支援センターを含む)	50	170	425	604	118	1,381	90.1%
幼稚園	50	167	385	409	50	1,074	70.1%
小学校	48	162	415	602	129	1,367	89.2%
中学校	47	159	404	585	123	1,329	86.7%
養護学校	15	44	96	52	9	218	14.2%
児童館	24	43	99	106	17	293	19.1%
乳児院	8	15	18	5	1	55	3.6%
児童養護施設	30	65	87	44	1	239	15.6%
情緒障害児短期治療施設	1	3	9	3	-	3	1.2%
児童自立支援施設	1	2	4	2	-	6	1.0%
児童家庭支援センター	4	24	46	30	8	117	7.6%

施設名	都道府県					合計	
	都道府県						
	市区(30万以上)	市区(10万~30万未満)	町	村	合計		
障害児施設	8	28	33	21	2	96	6.3%
配置者暴力相談支援センター	6	20	38	7	3	75	4.9%
その他	19	33	74	76	9	218	14.2%
医師会	57	174	407	286	30	968	63.2%
歯科医師会	28	95	135	69	6	343	22.4%
看護協会	4	6	9	2	2	24	1.6%
弁護士会	19	29	32	9	4	105	6.9%
社会福祉協議会	35	109	241	337	78	807	52.7%
民生児童委員協議会	58	178	435	588	125	1,399	91.3%
NPO団体	17	39	57	26	2	152	9.9%
里親会	5	3	10	9	2	33	2.2%
その他	42	89	193	171	26	533	34.8%
医師	4	8	12	32	9	67	4.4%
歯科医師	2	1	3	13	1	20	1.3%
看護師	1	-	3	5	1	10	0.7%
保健師	-	-	5	15	6	26	1.7%
助産師	-	1	2	1	-	4	0.3%
弁護士	13	21	18	6	-	59	3.9%
心理専門職	-	3	8	8	1	20	1.3%
民生・児童委員	8	11	29	65	13	128	8.4%
主任児童委員	9	15	45	96	14	182	11.9%
保育士	-	-	7	19	7	33	2.2%
社会福祉士	-	-	3	2	1	6	0.4%
精神保健福祉士	-	-	2	2	-	4	0.3%
里親	1	1	4	4	-	10	0.7%
教員(校長、教頭、教諭及び養護教諭等)	1	2	9	24	6	42	2.7%
子どもの人権専門委員	7	13	22	19	5	66	4.3%
ボランティア	1	-	4	4	-	10	0.7%
学識経験者	7	17	8	17	4	56	3.7%
その他	3	8	19	47	4	82	5.4%

参考4 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等



6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野について、「不登校・いじめ」949か所（61.9%）、「非行」876か所（57.2%）、「配偶者からの暴力」842か所（55.0%）、となっている。（表11）

表11 地域協議会における児童虐待以外の業務分野（複数回答）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
非行	数	26	113	327	333	68	9	876	605
	%	44.1%	60.4%	68.4%	50.8%	49.6%	60.0%	57.2%	50.7%
不登校・いじめ	数	29	120	342	375	74	9	949	639
	%	49.2%	64.2%	71.5%	57.2%	54.0%	60.0%	61.9%	53.6%
配偶者からの暴力	数	27	110	291	341	66	7	842	435
	%	45.8%	58.8%	60.9%	52.0%	48.2%	46.7%	55.0%	36.5%
その他	数	19	84	177	173	42	4	499	172
	%	32.2%	44.9%	37.0%	26.4%	30.7%	26.7%	32.6%	14.4%

(平成20年4月1日現在)